(19) **日本国特許庁(JP)**

(12)特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4962521号 (P4962521)

(45) 発行日 平成24年6月27日(2012.6.27)

(24) 登録日 平成24年4月6日(2012.4.6)

(51) Int.Cl.			FΙ		
B41J	<i>35/28</i>	(2006.01)	B 4 1 J	35/28	
B41J	17/32	(2006.01)	B 4 1 J	17/32	A
B41J	29/00	(2006.01)	B 4 1 J	29/00	В
B41J	<i>32/00</i>	(2006.01)	B 4 1 J	32/00	В

請求項の数 7 (全 44 頁)

最終頁に続く

(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2009-88238 (P2009-88238) 平成21年3月31日 (2009.3.31)	(73) 特許権者	斉 000005267 ブラザー工業株式会社
(65) 公開番号	特開2010-234774 (P2010-234774A)		愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
(43) 公開日		(74) 代理人	100104178
審査請求日	平成23年3月18日 (2011.3.18)		弁理士 山本 尚
		(74)代理人	100125955
		(70) 70 BB ±4	弁理士 藤田 有三子
		(72)発明者	佐郷 朗 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
			グラザー工業株式会社内
		 (72)発明者	堀内 誉史
		(1=) 56.91	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
			ブラザー工業株式会社内

審査官 藤本 義仁

(54) 【発明の名称】 テープカセットおよびテープ印字装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可能なテープカセットであって、

<u>左右方向に長い矩形状の</u>上面<u>および</u>下面、前面<u>ならびに</u>一対の側面を備えたカセットケースと、

前記カセットケース内<u>の、前記カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの一方である第1領域内</u>において、前記カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体であるテープが巻回された第1テープロールと、

前記カセットケース内の前記2つの領域のうちの他方である第2領域内に収納された、 前記テープへの印字に使用されるインクリボンが巻回されたリボンロールと、

前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケースを上下方向に貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に前記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的に押圧する部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部とを備え、

前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、

<u>前記ヘッド挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状で</u>あって、前記中心線をまたいで形成されていることを特徴とするテープカセット。

【請求項2】

印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可能なテープカセットであって、

左右方向に長い矩形状の上面および下面、前面、ならびに一対の側面を備えたカセット ケースと、

前記カセットケース内<u>の、前記カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの一方である第1領域内</u>において前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体であるテープが巻回された第1テープロールと、

前記カセットケース内の<u>前記2つの領域のうちの他方である第2領域内において</u>、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に偏った位置<u>に収</u>納された、印字後の前記テープに貼り合わせられる両面粘着テープが巻回された第2テープロールと、

前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第2テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケースを上下方向に貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に前記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、

<u>前</u>記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的に押圧する部位であって、前記カセットケースの左右方向において前記第1テープロールと第2テープロールの間、且つ、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第2テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部とを備え、

前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、

前記ヘッド挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状であって、前記中心線をまたいで形成されていることを特徴とするテープカセット。

【請求頃3】

印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可能なテープカセットであって、

左右方向に長い矩形状の上面および下面、前面、ならびに一対の側面を備えたカセット ケースと、

前記カセットケース内の、前記カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの一方である第1領域内において、前記カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体であるテープが巻回された第1テープロールと、

前記カセットケース内の、前記2つの領域のうちの他方である第2領域内において、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に偏った位置に収納された、印字後の前記テープに貼り合わせられる両面粘着テープが巻回された第2テープロールと、

前記カセットケース内の、前記第1領域内に収納された、前記テープへの印字に使用されるインクリボンが巻回されたリボンロールと、

前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第2テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケースを上下方向に貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に前記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的に押圧する部位であって、前記カセットケースの左右方向において前記第1テープロールと第2テープロールの間、且つ、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第2テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部とを備え、

10

20

30

40

前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、

<u>前記ヘッド挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状で</u>あって、前記中心線をまたいで形成されていることを特徴とするテープカセット。

【請求項4】

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の 第1支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前 記第1テープロールと同じ側に偏った位置に設けられた第1支持受け部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の第2支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールの収納位置を挟んで前記第1支持受け部とは反対側、且つ、前記ヘッド挿入部に連接し、前記テープの搬送方向において前記印字ヘッドの挿入位置の上流側に設けられた第2支持受け部をさらに備えたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のテープカセット。

【請求項5】

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の第3支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールの収納位置を挟んで前記第1支持受け部とは反対側、且つ、前記ヘッド挿入部に連接し、前記テープの搬送方向において前記印字ヘッドの挿入位置の下流側に設けられた第3支持受け部をさらに備えたことを特徴とする請求項4に記載のテープカセット。

【請求項6】

請求項4または5に記載のテープカセットが着脱可能なカセット装着部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第1支持受け部に対向する位置において、前記カセット装着部から前記テープカセットの着脱方向に立設された、前記テープカセットの前記第1支持受け部を支持する第1支持部と、

前記ヘッドホルダに設けられ、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された 場合、前記テープカセットの前記第2支持受け部に対向する位置において、前記テープカ セットの前記第2支持受け部を支持する第2支持部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセット装着部の前記カセット識別部に対向する位置に設けられた、前記カセット装着部から前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチとを備えたことを特徴とするテープ印字装置。

【請求項7】

カセット装着部と、

前記カセット装着部に装着された請求項4または5に記載のテープカセットと、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第1支持受け部に対向する位置において、前記カセット装着部から前記テープカセットの着脱方向に立設された、前記テープカセットの前記第1支持受け部を支持する第1支持部と、

前記ヘッドホルダに設けられ、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された 場合、前記テープカセットの前記第2支持受け部に対向する位置において、前記テープカ セットの前記第2支持受け部を支持する第2支持部と、

前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセット装着部の前記カセット識別部に対向する位置に設けられた、前記カセット装着部から前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチとを備えたことを特徴とするテープ印字装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

20

10

30

40

本発明は、テープ印字装置に着脱自在なテープカセット、およびテープカセットを着脱自在に構成され、テープカセットに収納されたテープに印字を行うテープ印字装置に関する。

【背景技術】

[0002]

従来、テープ印字装置のカセット装着部に着脱自在に構成され、印字媒体である印字テープおよびインクリボンが収納された箱状のテープカセットが知られている。テープ印字装置は、カセット装着部に装着されたテープカセットから引き出される印字テープに、印字ヘッドを介して文字等のキャラクタを印字する。テープとしては、幅や構造の異なる複数種類のテープを用いることができるので、それらの各テープを収納した複数種類のテープカセットが用意されている。

[0003]

そこで、カセット装着部内に設けられた検出スイッチによって、テープカセットの種類に対応して形成された被検出部に応じて、カセット装着部に装着されたテープカセットの種類を検出する印字装置が知られている。例えば、特許文献1には、印字テープやインクリボンの種類別に異なる配置を有する凸部を底面に備えたテープカセットが開示されている。そして、テープ印字装置は、テープカセットの凸部に対応する複数のスイッチを備えており、テープカセットが装着された際のスイッチのON/OFF動作によって、テープカセットの種類を検出する。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献1】特開平7-101133号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

テープ印字装置のカセット装着部にテープカセットが装着される場合、上方に開口するカセット装着部に対して、テープカセットの底面が当接するように垂直に嵌め込まれる。しかしながら、テープ印字装置によってテープカセットが支持される位置と、テープカセットの内部に収納された印字テープなどの配設位置との釣り合いが取れていない場合、印字中に、テープカセットが傾斜した不安定な状態(いわゆる、テープカセットが浮いた状態)になってしまうことがある。このような場合、例えば特許文献1に開示されているテープ印字装置のように、テープカセットの底面に形成された被検出部に応じてテープカセットの種類を検出する検出スイッチでは、テープカセットの種類を正確に検出できない虞がある。

[0006]

本発明は、上記課題を解決するためになされたものであり、テープ印字装置によるテープカセットの支持位置を適切な位置に設定することにより、印字中の安定した装着状態を確保し、テープ印字装置による正確なテープカセット種別の検出を実現するテープカセット、および、テープカセットを適切な位置で支持し、テープカセット種別を正確に検出することが可能なテープ印字装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[0007]

上記目的を達成するために、請求項1に係る発明のテープカセットは、印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可能なテープカセットであって、<u>左右方向に長い矩形状の</u>上面<u>および</u>下面、前面<u>ならびに</u>一対の側面を備えたカセットケースと、前記カセットケース内<u>の、前記カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの</u>一方である第1領域内において、前記カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体であるテープが巻回された第1テープロールと、<u>前記カセットケース内の前記2つの領域のうちの他方である第2領域内に収納された、前記テープへの印</u>

10

20

40

30

20

30

40

50

字に使用されるインクリボンが巻回されたリボンロールと、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケースを上下方向に貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に前記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的に押圧する部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部とを備え、前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、前記ヘッド挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状であって、前記中心線をまたいで形成されていることを特徴とする。

[0008]

[0009]

請求項2に係る発明のテープカセットは、印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可 能なテープカセットであって、左右方向に長い矩形状の上面および下面、前面、ならびに 一対の側面を備えたカセットケースと、前記カセットケース内の、前記カセットケースの 左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの一方である第1領域内にお いて前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体であるテープが巻回された 第 1 テープロールと、前記カセットケース内の前記 2 つの領域のうちの他方である第 2 領 域内において、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に 偏った位置に収納された、印字後の前記テープに貼り合わせられる両面粘着テープが巻回 された第2テープロールと、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロー ルおよび前記第2テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケー スを上下方向に貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着 された場合に前記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、前記 テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面 に向けて突出する複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的 に押圧する部位であって、前記カセットケースの左右方向において前記第1テープロール と第2テープロールの間、且つ、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープ ロールおよび前記第2テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部と を備え、前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、前記ヘッド 挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状であって、前記 中心線をまたいで形成されていることを特徴とする。

[0010]

請求項3に係る発明のテープカセットは、印字ヘッドを備えたテープ印字装置に着脱可 能なテープカセットであって、左右方向に長い矩形状の上面および下面、前面、ならびに 一対の側面を備えたカセットケースと、前記カセットケース内の、前記カセットケースの 左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のうちの一方である第1領域内にお いて、前記カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、印字媒体で あるテープが巻回された第1テープロールと、前記カセットケース内の、前記2つの領域 のうちの他方である第2領域内において、前記カセットケースの前後方向において前記第 1テープロールと同じ側に偏った位置に収納された、印字後の前記テープに貼り合わせら れる両面粘着テープが巻回された第2テープロールと、前記カセットケース内の、前記第 1 領域内に収納された、前記テープへの印字に使用されるインクリボンが巻回されたリボ ンロールと、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第 2 テープロールとは反対側に偏った位置に設けられた、前記カセットケースを上下方向に 貫通する空間であって、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に前 記印字ヘッドを支持するヘッドホルダが挿入されるヘッド挿入部と、前記テープカセット が前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセットケースの前記下面に向けて突出す る複数の検出スイッチに対向し、前記複数の検出スイッチの一部を選択的に押圧する部位 であって、前記カセットケースの左右方向において前記第1テープロールと第2テープロールの間、且つ、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールおよび前記第2テープロールと同じ側に偏った位置に設けられたカセット識別部とを備え<u>、前記カセット識別部は前記カセットケースの前記中心線上に位置し、前記ヘッド挿入部は、平面視で前記カセットケースの前記左右方向に沿った長方形状であって、前記中心線をまたいで形成されていることを特徴とする。</u>

[0011]

請求項<u>4</u>に係る発明のテープカセットは、請求項1乃至<u>3</u>のいずれかに記載の発明の構成に加え、<u>前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の第1支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールと同じ側に偏った位置に設けられた第1支持受け部と、</u>前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の第2支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールの収納位置を挟んで前記第1支持受け部とは反対側、且つ、前記ヘッド挿入部に連接し、前記テープの搬送方向において前記印字ヘッドの挿入位置の上流側に設けられた第2支持受け部をさらに備えている。

[0012]

請求項<u>5</u>に係る発明のテープカセットは、請求項<u>4</u>に記載の発明の構成に加え、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合に、前記テープ印字装置の第3支持部によって支持される部位であって、前記カセットケースの前後方向において前記第1テープロールの収納位置を挟んで前記第1支持受け部とは反対側、且つ、前記ヘッド挿入部に連接し、前記テープの搬送方向において前記印字ヘッドの挿入位置の下流側に設けられた第3支持受け部をさらに備えている。

[0013]

[0014]

[0015]

請求項<u>6</u>に係る発明のテープ印字装置は、請求項<u>4 または5</u>に記載のテープカセットが着脱可能なカセット装着部と、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第1支持受け部に対向する位置において、前記カセット装着部から前記テープカセットの着脱方向に立設された、前記テープカセットの前記第1支持受け部を支持する第1支持部と、前記ヘッドホルダに設けられ、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第2支持受け部に対向する位置において、前記テープカセットの前記第2支持受け部を支持する第2支持部と、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセット装着部の前記カセット識別部に対向する位置に設けられた、前記カセット装着部から前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチとを備えている。

[0016]

請求項<u>7</u>に係る発明のテープ印字装置は、カセット装着部と、前記カセット装着部に装着された請求項<u>4または5</u>に記載のテープカセットと、前記テープカセットが前記テープロ字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第1支持受け部に対向する位置において、前記カセット装着部から前記テープカセットの着脱方向に立設された、前記テープカセットの前記第1支持受け部を支持する第1支持部と、<u>前記ヘッドホルダに設けられ、前記テープカセットが前記テープロ字装置に装着された場合、前記テープカセットの前記第2支持受け部に対向する位置において、前記テープカセットの前記第2支持受け部を支持する第2支持部と、前記テープカセットが前記テープ印字装置に装着された場合、前記カセット装着部の前記カセット識別部に対向する位置に設けられた、前記カセット装着部から前記カセットケースの前記下面に向けて突出する複数の検出スイッチとを備えている。</u>

【発明の効果】

[0017]

10

20

30

請求項1に係る発明のテープカセットは、カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された、第1テープロールと、第1テープロールとは反対側に偏った位置に設けられたヘッド挿入部を備え、さらに、第1テープロールと同じ側に偏った位置に、検出スイッチを選択的に押圧するカセット識別部を備えている。第1テープロールとヘッド挿入部の位置関係が上記のような関係にある場合、カセットケースの前後方向において第1テープロールが配置されている側に重量が偏ってしまう。よって、テープカセットがテープ印字装置に装着された場合、後側にテープカセットが傾いてしまう可能性がある。そこで、テープカセットでは、カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられるこで、カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられるなり、カセットケースの左右方向の中心線上に設けられている。また、ヘッド挿入部も、この中心線をまたいで形成されている。したがって、重量が偏っている側にカセット識別部が設けられることにより、テープ印字装置による正確な検出を実現することができる。

[0018]

[0019]

請求項<u>2</u>に係る発明のテープカセットは、カセットケースの前後方向のいずれかに偏った位置に収納された第1、第2テープロール、および第1、第2テープロールとは反対側に偏った位置に設けられたヘッド挿入部を備え、さらに、カセットケースの左右方向において第1テープロールと第2テープロールとの間、且つ第1テープロールおよび第2テープロールと同じ側に偏った位置に、検出スイッチを選択的に押圧するカセット識別部とを備えている。また、テープカセットでは、カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のそれぞれに、第1テープロールと第2テープロールが配置され、カセット識別部は、カセットケースの左右方向の中心線上に設けられている。また、ヘッド挿入部も、この中心線をまたいで形成されている。よって、カセットケースの前後方向にあっては重量が偏っている側、左右方向にあっては重量が大きい第1テープロールと第2テープロールのバランスが取れる両者の間の位置でテープカセット種別の検出が行われるので、テープ印字装置による正確な検出を実現することができる。

[0020]

請求項3に係る発明のテープカセットは、カセットケースの左右2つの領域のそれぞれに、前後方向の同じ側に偏って収納された第1、第2テープロール、第1テープロールと左右方向で同じ領域に収納されたリボンロール、第1、第2テープロールとは前後方向で反対側に偏った位置に設けられたヘッド挿入部を備え、さらに、カセットケースの左右方向において第1テープロールと第2テープロールとの間、且つ第1テープロールおよび第2テープロールと同じ側に偏った位置に、検出スイッチを選択的に押圧するカセット識別部とを備えている。また、テープカセットでは、カセットケースの左右方向の中心線を基準として分けられる2つの領域のそれぞれに、第1テープロールおよびリボンロールと、第2テープロールとが配置され、カセット識別部は、カセットケースの左右方向の中心線上に設けられている。また、ヘッド挿入部も、この中心線をまたいで形成されている。よって、カセットケースの前後方向にあっては重量が偏っている側、左右方向にあっては重量が大きい第1テープロールと第2テープロールのバランスが取れる両者の間の位置でテープカセット種別の検出が行われるので、テープ印字装置による正確な検出を実現することができる。

[0021]

請求項<u>4</u>に係る発明のテープカセットは、<u>テープカセットがテープ印字装置に装着され</u>た場合に、テープ印字装置の第1支持部によって支持される部位であって、カセットケースの前後方向において第1テープロールと同じ側に偏った位置に設けられた第1支持受け部と、テープカセットがテープ印字装置に装着された場合に、テープ印字装置の第2支持部によって支持される部位であって、カセットケースの前後方向において第1テープロールの収納位置を挟んで第1支持受け部とは反対側、且つ、前記ヘッド挿入部に連接し、前記テープの搬送方向において前記印字ヘッドの挿入位置の上流側に設けられた第2支持受け部をさらに備えている。したがって、重量が大きい第1テープロールを挟んだ前後の2

10

20

30

箇所でテープカセットが支持されるので、請求項1乃至<u>3</u>のいずれかに記載の発明の効果に加え、さらに安定した装着状態を確保することができ、テープ印字装置による正確なテープカセット種別の検出を実現することができる。

[0022]

請求項<u>5</u>に係る発明のテープカセットは、カセットケースの前後方向において第1テープロールの収納位置を挟んで第1支持受け部とは反対側に設けられた第2支持受け部および第3支持受け部な、それぞれ、テープの搬送方向において印字ヘッドの挿入位置の上流側と下流側とに設けられている。したがって、重量が大きい第1テープロールを挟んだ前後の3箇所でテープカセットが支持され、且つ、印字位置の上流側と下流側にまたがって支持されるので、請求項<u>4</u>に記載の発明の効果に加え、一層安定した装着状態を確保することができ、テープ印字装置による正確なテープカセット種別の検出を実現することができる。

[0023]

[0024]

[0025]

請求項<u>6</u>に係る発明のテープ印字装置は、請求項<u>4 または 5</u>に記載のテープカセットが 着脱可能なカセット装着部と、テープカセットの第 1 支持受け部を支持する第 1 支持部と 、<u>ヘッドホルダに設けられ、テープカセットの第 2 支持受け部を支持する第 2 支持部と、</u>カセット識別部に対向する位置に設けられた、カセット装着部からカセットケースの下面 に向けて突出する複数の検出スイッチを備えている。したがって、請求項<u>4 または 5</u>に記載のテープカセットが装着された場合、テープカセットの安定した装着状態を保ちながら、正確な検出を行うことができる。

[0026]

請求項<u>7</u>に係る発明のテープ印字装置は、カセット装着部と、カセット装着部に装着された請求項<u>4または5</u>に記載のテープカセットと、テープカセットの第1支持受け部を支持する第1支持部と、<u>ヘッドホルダに設けられ、テープカセットの第2支持受け部を支持する第2支持部と、</u>カセット装着部からカセットケースの下面に向けて突出する複数の検出スイッチを備えている。したがって、カセット装着部に装着された請求項<u>4または5</u>に記載のテープカセットの安定した装着状態を保ちながら、正確な検出を行うことができる

【図面の簡単な説明】

[0027]

- 【図1】カセットカバー6が閉じられた状態にあるテープ印字装置1の斜視図である。
- 【図2】第1の実施形態における、テープカセット30およびカセット装着部8を説明するための斜視図である。
- 【図3】第1の実施形態における、上ケース31aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図4】第1の実施形態における、テープカセット30が装着されたカセット装着部8の 別の平面図である。
- 【図5】図2のI-I線における矢視方向断面図である。
- 【図6】ヘッドホルダ74の平面図である。
- 【図7】ヘッドホルダ74の正面図である。
- 【図8】ヘッドホルダ74の左側面図である。
- 【図9】アーム検出部200が設けられたカセット対向面12bの部分拡大図である。
- 【図10】図9のIV-IV線における矢視方向断面図である。
- 【図11】図3のII-II線における矢視方向断面図を反時計周りに90度回転した図である。
- 【図12】テープ印字装置1の電気的構成を示すブロック図である。
- 【図13】第1の実施形態のテープカセット30を底面30b側から見た斜視図である。
- 【 図 1 4 】アーム識別部 8 0 0 が設けられた幅広カセット 3 0 のアーム前面 3 5 の部分拡

20

10

30

40

大図である。

- 【図15】幅狭力セット30のアーム部34の部分拡大図である。
- 【図 1 6 】幅狭カセット 3 0 のアーム識別部 8 0 0 が設けられたアーム前面 3 5 の部分拡大図である。
- 【 図 1 7 】ヘッドホルダ 7 4 に装着されたテープカセット 3 0 を正面側から見た説明図で ある。
- 【図18】ヘッドホルダ74に装着されたテープカセット30を左側面側から見た説明図である。
- 【図19】ヘッドホルダ74に装着されたテープカセット30を正面側から見た説明図である。
- 【図20】ヘッドホルダ74に装着されたテープカセット30を左側面側から見た説明図である。
- 【図21】図4のIII-III線における矢視方向断面図を180度回転した図である
- 【図22】図14に示すテープカセット30にプラテンホルダ12が対向した場合の、図14のV-V線における矢視方向断面図である。
- 【図23】第2の実施形態における、テープカセット30およびカセット装着部8を説明するための斜視図である。
- 【図24】第2の実施形態における、上ケース31aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図25】第2の実施形態のテープカセット30を底面30b側から見た斜視図である。
- 【図26】ヘッドホルダ74に装着されたテープカセット30を正面側から見た説明図である。
- 【図27】第3の実施形態における、テープカセット30およびカセット装着部8を説明するための斜視図である。
- 【図28】第3の実施形態における、上ケース31aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図29】第3の実施形態のテープカセット30を底面30b側から見た斜視図である。
- 【図30】第4の実施形態における、テープカセット30およびカセット装着部8を説明するための斜視図である。
- 【図31】第4の実施形態における、上ケース31aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図32】第4の実施形態のテープカセット30を底面30b側から見た斜視図である。
- 【図33】第5の実施形態における、上ケース31aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図34】第5の実施形態における、テープカセット30の底面図である。
- 【図35】第6の実施形態における、上ケース31 aを取り外した状態のテープカセット30が装着されたカセット装着部8の平面図である。
- 【図36】変形例に係るテープカセット30のアーム前面35の部分拡大図である。

【発明を実施するための形態】

[0028]

以下、本発明を具体化した実施の形態について、図面を参照して説明する。なお、参照する図面は、本発明が採用しうる技術的特徴を説明するために用いられるものであり、記載されている装置の構成などは、それのみに限定する趣旨ではなく、単なる説明例である

[0029]

<第1の実施形態>

第1の実施形態に係るテープ印字装置1およびテープカセット30について、図1~図22を参照して以下に後述する。本実施形態の説明では、図1の左下側をテープ印字装置1の前側とし、図1の右下側をテープ印字

10

20

30

40

20

30

40

50

装置1の右側とし、図1の左上側をテープ印字装置1の左側とする。また、図2の右下側をテープカセット30の前側とし、図2の左上側をテープカセット30の後側とし、図2の右上側をテープカセット30の左側とする。

[0030]

なお、以下の説明で使用される図2、図3等において、カセット装着部8の周囲を形成する壁が図示されている場合、これらの図はあくまでも模式図であるため、図中に示す壁は、実際よりも厚く描かれている。また、図2等のテープカセット30とカセット装着部8とを示す斜視図に図示されているギヤ91、93、94、97、98、101を含むギヤ群は、実際には、キャビティ8aの底面により覆い隠されているが、これらのギヤ群を説明する必要上、これらの図には、キャビティ8aの底面は図示されていない。また、図3、図4等において、カセット装着部8に装着された状態で図示されているテープカセット30は、上ケース31aが取り外された状態のものである。さらに、図11等、テープカセット30の底面30b側から見た斜視図については、説明の便宜上、テープ駆動ローラ46等の図示は省略されている。これらの点については、他の実施形態の説明に使用される図も同様である。

[0031]

はじめに、第1の実施形態に係るテープ印字装置1の概略構成について説明する。第1の実施形態に係るテープ印字装置1は印字面にラミネートが施されたラミネートテープを作成するテープ印字装置である。テープ印字装置1は1台で感熱タイプ、レセプタタイプ、ラミネートタイプ、感熱ラミネートタイプ等、各種のテープカセットに対応させることが可能な汎用のテープ印字装置である。図1に示すように、テープ印字装置1は、平面視長方形状の本体カバー2を備えている。本体カバー2の前側には、文字、記号及び数字の文字キーや、種々の機能キー等を含むキーボード3が配設されている。キーボード3の後側には、入力した文字や記号を表示可能なディスプレイ5が設けられている。ディスプレイ5の後側には、テープカセット30(図2参照)の交換時に開閉されるカセットカバー6が設けられている。また、図示は省略するが、本体カバー2の左側面後方には、印字済みのテープを外部に排出するための排出スリットが設けられており、カセットカバー6を閉じた状態で排出スリットを外部に露出させる排出窓が形成されている

[0032]

次に、図2~図11を参照して、カセットカバー6に対応する本体カバー2の内部構造について説明する。図2に示すように、カセットカバー6に対応する本体カバー2の内部には、テープカセット30が着脱自在な領域であるカセット装着部8が設けられている。カセット装着部8は、テープカセット30が装着された場合に後述するカセットケース31の底面30bの形状と略対応するように凹設され、平面である底面を有するキャビティ8aと、キャビティ8aの外縁から水平に延びる平面部であるカセット支持部8bとを有する。

[0033]

カセット支持部 8 b の平面視形状は、テープカセット 3 0 の平面視形状に略対応して、左右方向に長い長方形である。キャビティ 8 a の後縁部は、平面視で 2 つの弧が左右に並んだような形状を有している。これら 2 つの弧の間に位置するカセット支持部 8 b の一部を、後方支持部 8 c という。後方支持部 8 c は、カセット装着部 8 に装着されたテープカセット 3 0 の後方凹部 3 0 c (図 1 3 参照)に対向する部位であり、後方支持部 8 c 以外のカセット支持部 8 b は、カセット装着部 8 に装着されたテープカセット 3 0 の角部 3 2 a の下面に対向する部位である。

[0034]

後方支持部8cには、後方支持ピン301および後方検出部300が設けられている。 後方支持ピン301は、キャビティ8aの後縁部の2つの円弧の連結部分近傍において、 後方支持部8cから上方に突出する円柱状の部材である。後方支持ピン301は、テープ カセット30がカセット装着部8に装着された場合に、後述するテープカセット30の後方受け部910(図13参照)を下方から支持する。

[0035]

後方検出部300は、複数の検出スイッチ310を含み、各検出スイッチ310のスイッチ端子322が、後方支持部8cに設けられた貫通孔8dから上方に突出している。本実施形態では、後方検出部300は、5つの検出スイッチ310を含み、そのうち4つが後方支持部8cの後端部に沿って1列に並んでおり、右から2番目の検出スイッチ310の前側に、残る1つの検出スイッチ310が並んでいる。以下では、後方検出部300の5つの検出スイッチ310を、後方検出スイッチ310という。

[0036]

ここで、図5を参照して、後方検出スイッチ310の詳細な構造について説明する。図5に示すように、各後方検出スイッチ310は、後方支持部8cの下方、つまり本体カバー2内部に設置された略円筒状の本体部321と、本体部321の一端側から軸線方向に進退可能な棒状のスイッチ端子322とを備えている。各後方検出スイッチ310の本体部321は、その他端側がスイッチ支持板320に取り付けられて本体カバー2の内部に設置されている。また、各本体部321の一端側では、後方支持部8cに形成された複数の貫通孔8dを通して、スイッチ端子322が進退可能である。各スイッチ端子322は、常には本体部321の内部に設けられたバネ部材(図示せず)によって、本体部321から伸出した状態に保持される。つまり、スイッチ端子322は、押圧されていないときは本体部321から伸出した状態(オフ状態)とされ、押圧されているときに本体部321内に退入した状態(オン状態)となる。

[0037]

図2に示すように、カセット装着部8にテープカセット30が装着されていない場合、後方検出スイッチ310は、テープカセット30から離間した状態にあるため、全ての後方検出スイッチ310がオフ状態となる。一方、カセット装着部8にテープカセット30が装着されると、後方検出スイッチ310は、後述するテープカセット30の後方識別部900(図13参照)と対向し、後方識別部900によって後方検出スイッチ310が選択的に押圧される。このときの後方検出スイッチ310のオン・オフの組合せに基づいて、テープカセット30の種類が検出される。なお、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合の後方支持ピン301によるテープカセット30の支持、および後方検出部300によるテープ種類の検出については、後で詳述する。

[0038]

また、図2に示すように、カセット支持部8bの2箇所に、2つの位置決めピン102、103が設けられている。より具体的には、キャビティ8aの左側に位置決めピン102が、キャビティ8aの右側に位置決めピン103が、それぞれ設けられている。位置決めピン102および103は、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合に、テープカセット30の角部32aの下面に形成された2つの凹部であるピン孔62および63(図13参照)がそれぞれ対応する位置に設けられている。各位置決めピン102、103は、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合にピン孔62、63に挿入され、テープカセット30の周縁部の左右位置でテープカセット30を下方から支持する。

[0039]

カセット装着部 8 には、テープカセット 3 0 からテープを引き出して搬送する搬送機構や、テープの表面に文字等を印字する印字機構等が設けられている。図 2 に示すように、カセット装着部 8 の前側には、発熱体(図示せず)を備えるサーマルヘッド 1 0 を搭載したヘッドホルダ 7 4 が固設されている。カセット装着部 8 の外側(図 2 では右上側)には、ステッピングモータであるテープ送りモータ 2 3 が配設されている。テープ送りモータ 2 3 の駆動軸の下端には駆動ギヤ 9 1 が固着されており、駆動ギヤ 9 1 は開口を介してギヤ 9 3 に噛合され、ギヤ 9 3 はギヤ 9 4 に噛合されている。ギヤ 9 4 の上面には、後述するリボン巻取スプール 4 4 (図 3 参照)の回転駆動を行うリボン巻取軸 9 5 が立設されて

10

20

30

40

20

30

40

50

いる。さらに、ギヤ94にはギヤ97が噛合され、ギヤ97にはギヤ98が噛合され、ギヤ98にはギヤ101が噛合されている。ギヤ101の上面には、後述するテープ駆動ローラ46の回転駆動を行うテープ駆動軸100が立設されている。

[0040]

[0041]

図3および図4に示すように、ヘッドホルダ74の前側には、アーム状のプラテンホルダ12が軸支部12aを中心に揺動可能に軸支されている。プラテンホルダ12の先端側には、サーマルヘッド10に相対して接離可能に設けられたプラテンローラ15と、テープ駆動軸100が嵌挿されるテープ駆動ローラ46に相対して接離可能に設けられた可動搬送ローラ14とが共に回転可能に軸支されている。

[0042]

プラテンホルダ12には、カセットカバー6の開閉に連動して左右方向に移動する図示しないリリースレバーが連結されている。カセットカバー6が開放されると、リリースレバーが右方向に移動して、プラテンホルダ12が図3に示す待機位置に向けて移動する。図3に示す待機位置では、プラテンホルダ12がカセット装着部8から離間する方向に移動するので、テープカセット30をカセット装着部8に着脱することができる。なお、プラテンホルダ12は、図示しない巻きバネにより常に待機位置に弾性付勢されている。

[0043]

一方、カセットカバー6が閉鎖されると、リリースレバーが左方向に移動して、プラテンホルダ12が図4に示す印字位置に向けて移動する。図4に示す印字位置では、プラテンホルダ12がカセット装着部8に近接する方向に移動する。そして、カセット装着部8にテープカセット30が装着されていれば、プラテンローラ15がフィルムテープ59とインクリボン60とを介してサーマルヘッド10を押圧するとともに、可動搬送ローラ14が両面粘着テープ58とフィルムテープ59とを介してテープ駆動ローラ46を押圧する。これにより、図4に示す印字位置では、カセット装着部8に装着されたテープカセット30を使用して印字を行うことが可能となる。なお、両面粘着テープ58、フィルムテープ59およびインクリボン60の詳細は、後述する。

[0044]

[0045]

また、図3に示すように、テープカセット30のテープ排出口49からテープ印字装置1の排出スリット(図示せず)までの間には、印字済テープ50が搬送される搬送経路が設けられている。この搬送経路には、印字済テープ50を所定位置で切断するカット機構17が設けられている。カット機構17は、固定刃18と、固定刃18に対向して前後方向(図3に示す上下方向)に移動可能に支持された移動刃19と、で構成されている。なお、移動刃19は、カッターモータ24(図12参照)によって前後方向に移動される。

ここで、図3および図6~図8を参照して、ヘッドホルダ74の詳細な構成について説明する。図6~図8に示すように、ヘッドホルダ74は、1枚の板状部材から形成されており、キャビティ8aの底面(図示せず)の下方に固定された台座部74cと、台座部74cから略垂直に屈曲され、上方へ延びるヘッド固着部74dを備えている。ヘッド固着部74dは、テープ印字装置1の左右方向に沿って配置されている。カセット装着部8におけるヘッドホルダ74の配置位置は、テープカセット30が装着された場合に、後述するヘッド挿入部39に対向する位置である。ただし、ヘッドホルダ74の右端部は、ヘッド挿入部39の右端部よりも右側に延びている。サーマルヘッド10は、ヘッド固着部7

4 dの前面に固着されている(図2参照)。

[0046]

ヘッド固着部74dには、テープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合にテープカセット30を下方から支持する上流側支持部74aおよび下流側支持部74b(以下、総称してヘッド支持部74a、74bという)が設けられている。図7に示すように、上流側支持部74aは、ヘッド固着部74dの右端部を正面視でL字型に切り欠くことにより所定の高さ位置に形成された段差部である。図6および図8に示すように、下流側支持部74bは、ヘッド固着部74dの左端部の所定の高さ位置からヘッド固着部74dに対して略垂直に屈曲して延びる側面視長方形状の延設片である。つまり、上流側支持部74aと下流側支持部74bとは、平面視で互いに略直交する方向に延びている。上流側支持部74aと下流側支持部74bは、それぞれ、サーマルヘッド10に対してテープ搬送方向上流側と下流側とでテープカセット30を支持する。なお、ヘッド支持部74a

[0047]

また、図3および図4に示すように、プラテンホルダ12の後側面12b、つまり、サーマルヘッド10と対向する側の面には、その長手方向の中間位置からやや右側に、アーム検出部200が設けられている。以下では、プラテンホルダ12の後側面12bを力セット対向面12bという。アーム検出部200は、複数の検出スイッチ210を含み、各検出スイッチ210のスイッチ端子222が、カセット対向面12bからカセット装着部8に向けて略水平に突出している。言い換えると、各検出スイッチ210は、カセット装着部8に対するテープカセット30の着脱方向(図2の上下方向)と略直交する方向に、カセット装着部8内に存在するテープカセット30の前面(より詳細には、後述するアーム前面35)と対向するように突出する。

[0048]

各検出スイッチ210は、テープカセット30がカセット装着部8の適正位置に装着された状態で、後述するアーム識別部800(図2参照)と相対する高さ位置に設けられている。なお、以下では、アーム検出部200の検出スイッチ210を、アーム検出スイッチ210というものとする。

[0049]

ここで、図9および図10を参照して、プラテンホルダ12におけるアーム検出スイッチ210の詳細な配置および構造について説明する。図9に示すように、プラテンホルダ12のカセット対向面12bには、5つの貫通孔12cが上下方向に3列に並べて設けられている。より具体的には、最上列に2つ、真ん中の列に2つ、最下列に1つの配置である。そして、貫通孔12c左右方向の位置は、それぞれ異なっている。具体的には、カセット対向面12bの右側(図9の左側)から順に、最下列、最上列の右側、真ん中の列の右側、最上列の左側、そして真ん中の列の左側の順に、5つの貫通孔12cがジグザグに配置されている。これらの貫通孔12cに対応して、5つのアーム検出スイッチ210が設けられている。

[0050]

図10に示すように、アーム検出スイッチ210は、プラテンホルダ12の内部に設置された略円筒状の本体部221と、本体部221の一端側から軸線方向に進退可能な棒状のスイッチ端子222とを備えている。各アーム検出スイッチ210の本体部221は、その他端側がスイッチ支持板220に取り付けられてプラテンホルダ12の内部に設置されている。また、各本体部221の一端側では、プラテンホルダ12のカセット対向面12bに形成された複数の貫通孔12cを介して、スイッチ端子222が進退可能である。各スイッチ端子222は、常には本体部221の内部に設けられたバネ部材(図示せず)によって、本体部221から伸出した状態に保持される。つまり、スイッチ端子222は、押圧されていないときは本体部221から伸出した状態(オフ状態)とされ、押圧されているときに本体部221内に退入した状態(オン状態)となる。

[0051]

50

10

20

30

カセット装着部8にテープカセット30が装着されている場合、プラテンホルダ12が待機位置に向けて移動すると(図3参照)、各アーム検出スイッチ210はテープカセット30から離間するため、全ての検出スイッチ210がオフ状態となる。一方、プラテンホルダ12が印字位置に向けて移動すると(図4参照)、アーム検出スイッチ210は、テープカセット30の前面(より詳細には、後述するアーム前面35)と対向し、後述するアーム識別部800によってアーム検出スイッチ210が選択的に押圧される。このときのアーム検出スイッチ210のオン・オフの組合せに基づいて、テープカセット30の種類が検出される。なお、アーム検出部200によるテープカセット30の種類検出については、後で詳述する。

[0052]

また、図3および図4に示すように、プラテンホルダ12のカセット対向面12bには、左右方向に伸びる板状の突起部である係止片225が設けられている。係止片225は、アーム検出スイッチ210のスイッチ端子222と同様、カセット対向面12bからカセット装着部8に向けて略水平に突出している。つまり、カセット装着部8内に存在するテープカセット30の前面(より詳細には、後述するアーム前面35)と対向するように突出している。係止片225は、テープカセット30がカセット装着部8の適正位置に装着された状態で、後述するテープカセット30のアーム前面35に設けられた係止孔820(図2参照)と相対する高さ位置に設けられている。

[0053]

ここで、図9および図10を参照して、プラテンホルダ12における係止片225の配置および構成について説明する。図9に示すように、係止片225は、プラテンホルダ12のカセット対向面12bにおいて、上下方向においては最上列のアーム検出スイッチ210より上方、左右方向においては最下列のアーム検出スイッチ210より右側(図9の左側)に配置されている。

[0054]

図10に示すように、係止片225は、プラテンホルダ12のカセット対向面12bから後方側(図10では左側)に突出するように、プラテンホルダ12と一体成型されている。係止片225のカセット対向面12bを基準とした突出高さは、各アーム検出スイッチ210のスイッチ端子222のカセット対向面12bを基準とした突出高さと比較して略同一か、若干大きくなっている。また、係止片225には、その先端側(図10では左側)に向けて厚みが漸減するように、下面の一部が水平方向に対して傾斜した傾斜部226が形成されている。

[0055]

また、図3および図4に示すように、ヘッドホルダ74の後ろ側には、カセットフック75が設けられている。ここで、カセットフック75について、図11を参照して説明する。なお、図11は、図3のII-II線における矢視方向断面図を、わかりやすく表示するために反時計周りに90度回転したものである。カセットフック75は、キャビティ8aの底面(図示せず)から略垂直に上方へ突出する板状の突出部75aを備えている。突出部75aの上端部は、断面視略三角形状を有し、後方(図11では左方向)に突出する爪部75bである。突出部75aは、テープ印字装置1の前後方向(図11の左右方向)の可撓性を有している。爪部75bは、後述するテープカセット30成に図13参照)の底面30bからの高さに対応して設けられている。テープカセット30は、カセット装着部8に装着された場合、カセットフック75により係止される。この点については、後で詳述する。

[0056]

次に、図12を参照して、テープ印字装置1の電気的構成について説明する。図12に示すように、テープ印字装置1は、制御基板上に形成される制御回路部400を備えている。制御回路部400は、各機器を制御するCPU401、CPU401にデータバス410を介して接続されたROM402、CGROM403、RAM404、および入出力インターフェース411等から構成されている。

10

20

30

20

30

40

50

[0057]

ROM402には、キーボード3から入力された文字や数字等のキャラクタのコードデータに対応させて液晶駆動回路(LCDC)405を制御する表示駆動制御プログラム、サーマルヘッド10やテープ送りモータ23を駆動する印字駆動制御プログラム、各印字ドットの形成エネルギー量に対応する印加パルス数を決定するパルス数決定プログラム、カッターモータ24を駆動して印字済テープ50を所定の切断位置で切断する切断駆動制御プログラム、その他のテープ印字装置1の制御上必要な各種のプログラム等が各々記憶されている。つまり、CPU401は、これら各種プログラムに基づいて各種演算を行う

[0058]

CGROM403には、アルファベット文字や記号等の多数のキャラクタの各々に関して、キャラクタを印字するための印字用ドットパターンデータが、書体(ゴシック系書体、明朝体書体等)毎に分類され、各書体毎に6種類(例えば、16、24、32、48、64、96のドットサイズ)の印字文字サイズ分、コードデータに対応させて記憶されている。

[0059]

RAM404には、テキストメモリ、印字バッファ等、複数の記憶エリアが設けられている。テキストメモリには、キーボード3から入力された文書データが格納される。印字バッファには、複数の文字や記号等の印字用ドットパターンや各ドットの形成エネルギー量である印加パルス数等がドットパターンデータとして格納される。つまり、サーマルヘッド10はこの印字バッファに記憶されているドットパターンデータに従ってドット印字を行う。その他記憶エリアには、各種演算データ等が記憶される。

[0060]

入出力インターフェース411には、アーム検出スイッチ210、後方検出スイッチ3 10、キーボード3、液晶ディスプレイ(LCD)5に表示データを出力するためのビデオRAM(図示外)を有する液晶駆動回路(LCDC)405、サーマルヘッド10を駆動するための駆動回路406、テープ送りモータ23を駆動するための駆動回路407、カッターモータ24を駆動するための駆動回路408等が各々接続されている。

[0061]

次に、図2~図4、図11および図13を参照して、第1の実施形態に係るテープカセット30の構成について説明する。本実施形態のテープカセット30では、感熱タイプ、レセプタタイプ、ラミネートタイプ、感熱ラミネートタイプ等、各種のテープカセットとして利用可能な汎用のテープカセットをラミネートタイプ用のテープカセットとして使用している。図2に示すように、テープカセット30は、全体としては平面視で丸みを帯びた角部を有する略直方体状(箱型)の筐体であるカセットケース31を有している。カセットケース31は、カセットケース31の底面30bを含む下ケース31bと、カセットケース31の上面30aを含み、下ケース31bの上部に固定される上ケース31aとで構成される。以下では、底面30bから上面30aまでの距離を、テープカセット30またはカセットケース31の高さという。

[0062]

カセットケース31は、テープカセット30の種類にかかわらず、同一の幅(上下方向の長さが同一)に形成された角部32aを有する。角部32aは、平面視で直角をなすように外側方向に突出している。ただし、平面視で左下の角部32aでは、テープ排出口49が角に設けられているために、直角はなしていない。角部32aの下面は、テープカセット30がカセット装着部8に装着されたときに、カセット装着部8内において前述したカセット支持部8bに対向する部位である。カセットケース31の上下(高さ)方向において角部32aと同一の位置、且つ、同一の幅でカセットケース31の側面を全周に亘って取り巻く部位(角部32aを含む)を、共通部32という。より詳細には、共通部32は、カセットケース31の上下(高さ)方向における中心線に関して、上下方向に対称に形成された部位である(図14、図16参照)。テープカセット30の高さは、収納する

フィルムテープ59や両面粘着テープ58(つまり、印字済テープ50)のテープ幅に応じて異なっている。しかし、共通部32の幅(上下方向の長さ)Tは、印字済テープ50のテープ幅にかかわらず、同一寸法に設定されている。

[0063]

例えば、共通部32の幅 T が 12 m m である場合、印字済テープ50のテープ幅が大きくなると(例えば、18 m m、24 m m、36 m m)、それに応じてカセットケース31の高さも大きくなるが、共通部32の幅 T (図14参照)は12 m m で一定である。なお、印字済テープ50のテープ幅が共通部32の幅 T 以下である場合は(例えば、6 m m、12 m m)、カセットケース31の高さ(幅)は、共通部32の幅(12 m m)+所定幅(例えば、4 m m)である。この場合、カセットケース31の高さは最も小さくなる。

[0064]

図2に示すように、上ケース31 a および下ケース31 b には、それぞれ、後述する第1 テープスプール40、第2 テープスプール41 およびリボン巻取スプール44 (図3参照)を回転可能に支持する支持孔65 a、66 a、67 a、および支持孔65 b、66 b、67 b (図13参照)が設けられている。図3 および図4に示すように、カセットケース31 内には、第1 テープスプール40 に巻回された両面粘着テープ58、第2 テープスプール41 に巻回された透明なフィルムテープ59、およびリボンスプール42 に巻回されたインクリボン60の3種類のテープロールが収納されている。両面粘着テープ58は一面に剥離紙が貼着された両面テープであり、印字済みのフィルムテープ59の印字面側に貼り合わされる。

[0065]

両面粘着テープ58の剥離紙を外側に向けて巻回した第1テープスプール40は、支持孔65aおよび65bを介して回転可能に配置されている。支持孔65aおよび65bは、カセットケース31を左右方向の中心線C(図4参照)で左右に2つの領域に分けた場合、左側の領域(以下、左領域という)内において、カセットケース31の後方に偏った位置に配置されている。よって、第1テープスプール40に巻回されている両面粘着テープ58の回転中心、すなわち重心は、左領域内の後方に偏った位置にある。

[0066]

フィルムテープ59が巻回された第2テープスプール41は、支持孔66aおよび66bを介して回転可能に配置されている。支持孔66aおよび66bは、カセットケース31を左右方向の中心線Cで2つの左右に2つの領域に分けた場合、右側の領域(以下、右領域という)内において、カセットケース31の後方に偏った位置に配置されている。よって、第2テープスプール41に巻回されているフィルムテープ59の回転中心、すなわち重心は、右領域内に位置する。そして、両面粘着テープ58と同様、その位置は、カセットケース31の後方に偏っている。

[0067]

さらに、リボンスプール42に巻回されたインクリボン60は、カセットケース31内において、フィルムテープ59と同じ右領域内に回転可能に配置されている。また、インクリボン60の配置位置は、カセットケース31の前方に偏っている。よって、インクリボン60の重心、すなわち回転中心は、右領域内の前方に偏った位置にある。

[0068]

カセットケース31内における第1テープスプール40とリボンスプール42との間には、リボンスプール42からインクリボン60を引き出すとともに、文字等の印字にて使用されたインクリボン60を巻き取るリボン巻取スプール44が、支持孔67aおよび67bを介して回転可能に配置されている。なお、リボン巻取スプール44の下部には、リボン巻取スプール44が逆転することで巻き取ったインクリボン60が緩んでしまうのを防止するためのクラッチバネ(図示せず)が取り付けられている。

[0069]

図 2 に示すように、カセットケース 3 1 の前面には、平面視で断面半円状をなす溝部である半円溝 3 4 i が、カセットケース 3 1 の高さ方向(つまり、上面 3 0 a から底面 3 0

10

20

30

40

20

30

40

50

b)に亘って設けられている。半円溝34iは、テープカセット30がカセット装着部8に装着されたときに、プラテンホルダ12の回転中心である軸支部12aがカセットケース31と干渉しないように設けられた逃がし部である。カセットケース31の前面のうち、半円溝34iから左に延びる部分を、アーム前面35という。アーム前面35と、アーム前面35から後方へ離間した位置に高さ方向に亘って設けられたアーム背面37とで規定される、テープカセット30右側から左方に延びる部位をアーム部34という。

[0070]

図3および図4に示すように、アーム部34内には、第2テープスプール41から引き出されたフィルムテープ59と、リボンスプール42から引き出されたインクリボン60とが共に案内されている。アーム前面35の先端部は後方へ向かって屈曲しており、アーム前面35とアーム背面37の先端により、開口34aが形成されている。開口34aで重合された状態となったフィルムテープ59とインクリボン60とは、後述する開口部77に向けて排出される。

[0071]

アーム背面37と、アーム背面37から連続して設けられた周壁面とにより囲まれた、テープカセット30を上下方向に貫通する平面視略長方形状の空間は、ヘッド挿入部39である。ヘッド挿入部39は、カセットケース31の前方に偏った位置、すなわち、両面粘着テープ58およびフィルムテープ59とは反対側に偏った位置に設けられている。ヘッド挿入部39は、テープカセット30の前面に設けられた開口部77によってテープカセット30の前面でも外部とつながっている。ヘッド挿入部39には、テープ印字装置1のサーマルヘッド10を支持するヘッドホルダ74が挿入され、アーム部34の開口34aから排出されたフィルムテープ59には、開口部77において、サーマルヘッド10による印字が行われる。

[0072]

カセットケース31のヘッド挿入部39を臨む位置には、テープカセット30がテープ印字装置1に装着される際の上下方向の位置決めに使用される支持受け部が設けられている。本実施形態では、印字媒体であるフィルムテープ59の搬送方向においてサーマルヘッド10の挿入位置(より詳細にには印字位置)の上流側には上流側受け部39aが設けられ、下流側には下流側受け部39b(以下、総称してヘッド受け部39a、39bという)が設けられている。ヘッド受け部39a、39bは、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、それぞれ、ヘッドホルダ74に設けられたヘッド支持部74a、74bに当接し、ヘッド支持部74a、74bによって下方から支持される部位である。

[0073]

ここで、図13を参照して、ヘッド受け部39a、39bの構成について詳述する。図13に示すように、ヘッド受け部39a、39bは、いずれもカセットケース31の底面30bに形成された凹部である。そして、上流側受け部39aは、底面視でアーム前面35に沿った方向にヘッド挿入部39から凹んだ略長方形状を有し、下流側受け部39bは、底面視でアーム前面35とは直交する方向にヘッド挿入部39から凹んだ略長方形状を有している。つまり、上流側受け部39aと下流側受け部39bとは、互いに直交する方向からヘッド挿入部39を臨む凹部である。

[0074]

テープカセット30の上下方向(高さ方向)におけるヘッド受け部39a、39b(より詳細には、凹部の底面)の位置と、カセットケース31に収納される印刷媒体であるフィルムテープ59の上下方向中心位置との距離は、テープカセット30の種類にかかわらず、つまりテープカセット30の上下方向の高さが異なっていても一定である。つまり、収納するフィルムテープ59や両面粘着テープ58の幅がより広いテープカセット30ほど、底面30bに設けられた凹部であるヘッド受け部39a、39bの深さが深くなる。なお、ヘッド支持部74a、74bによるヘッド受け部39a、39bの支持については、後で詳述する。

[0075]

また、図13に示すように、下ケース31bにおいてヘッド挿入部39を臨む位置であって、且つ、ヘッド挿入部39の長手方向において、上流側受け部39aと下流側受け部39bの間には、平面視略長方形状の凹部である係止部38が設けられている。より詳細には、係止部38は、ヘッド挿入部39の長手方向のほぼ中心位置において、アーム背面37に対向する周壁部に設けられている。図11に示すように、係止部38の後壁部38aは、テープ印字装置1のカセットフック75の爪部75bの最も突出した位置に当接する位置の直下まで立設されている。よって、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、カセットフック75が後壁部38aの上部に係止する。

[0076]

さらに、図13に示すように、角部32aの下面の2箇所に、前述したテープ印字装置1の位置決めピン102、103(図2参照)に対応するピン孔62、63が設けられている。具体的には、カセットケース31の左前部(図13では右下側)に設けられた後述する支持孔64の後方(図13では上方)において、角部32aの下面に設けられた凹部が、位置決めピン102が挿入されるピン孔62である。また、カセットケース31の右端部(図13では左側)の中央部近傍において、角部32aの下面に設けられた凹部が、位置決めピン103が挿入されるピン孔63である。なお、テープカセット30の上下方向(高さ方向)におけるピン孔62、63の位置と、カセットケース31に収納される印刷媒体であるフィルムテープ59の上下方向中心位置との距離は、テープカセット30の種類にかかわらず、つまりテープカセット30の上下方向の高さが異なっていても一定である。

[0077]

ところで、テープカセット30がカセット装着部8に装着された状態でプラテンホルダ12が印字位置に向けて移動すると(図4参照)、カセット対向面12bに設けられたアーム検出部200および係止片225がアーム前面35に対向する。そこで、図2に示すように、アーム前面35には、アーム検出部200の検出スイッチ210を選択的に押圧することにより、テープ印字装置1にテープカセット30の種類を検出させる部位であるアーム識別部800と、係止片225が挿入される係止孔820とが設けられている。

[0078]

アーム識別部800は、特定の配置パターンに応じて、アーム検出スイッチ210にそれぞれ対応する位置に設けられた、スイッチ端子222を挿脱可能な正面視正方形状のスイッチ孔である非押圧部801およびスイッチ端子222を挿脱不可能な面部である押圧部802のいずれかを含む。つまり、本実施形態のアーム識別部800は、5つのアーム検出スイッチ210に対応する5箇所の位置に、非押圧部801および押圧部802のいずれかを有する。また、係止孔820は、アーム識別部800の右側上方において左右方向に延びるスリット状の貫通孔である。なお、以下では、非押圧部801および押圧部802を総称する場合、または何れかを特定しない場合には、単に識別部という。

[0079]

ここで、図14~図16を参照して、アーム識別部800および係止孔820の詳細な構成について説明する。なお、図14は、印字済テープ50(本実施形態ではフィルムテープ59および両面粘着テープ58)のテープ幅が所定幅(例えば、18mm)以上となるテープカセット30(以下、幅広カセット30という)におけるアーム識別部800と係止孔820の一例を示している。一方、図15および図16は、印字済テープ50のテープ幅が所定幅未満となるフィルムテープ59が収納されたテープカセット30(以下、幅狭カセット30という)におけるアーム識別部800と係止孔820の一例を示している。

[0800]

まず、アーム識別部800について説明する。図14に示すように、アーム識別部80 0の識別部(非押圧部801および押圧部802)の少なくとも一部は、アーム前面35 において所定の高さT1の範囲内に設けられる。所定の高さT1は、複数の異なる高さを 10

20

30

40

20

30

40

50

有するテープカセット30のうち、最小高さを有するテープカセット30のカセットケース31の高さである。前述したように、最小高さを有するテープカセット30の高さ(幅)は、共通部32の幅T+所定幅である。よって、共通部32の幅Tが12mm、所定幅が4mmの場合、所定高さT1=12mm+4mm=16mmである。アーム前面35における所定高さT1の範囲内にある領域を、共通識別部831という。より好適には、識別部(非押圧部801および押圧部802)の少なくとも一部は、アーム前面35における、カセットケース31の上下(高さ)方向における中心線Nを中心とした上下方向に対称な共通識別部831内に設けられる。また、図14に示すように、幅広カセット30の場合、アーム前面35の所定高さT2の範囲内において、共通識別部831の上方および下方の少なくともいずれかに、さらに識別部が設けられていてもよい。なお、アーム前面35の所定高さT2の範囲内で共通識別部831以外の領域を、拡張部832という。

[0081]

なお、本実施形態では、各識別部の左右方向の位置は、それぞれ異なっている。つまり、上下方向に重なる識別部はなく、5つの識別孔は、ジグザグに配置されている。よって、各識別部を結ぶ線は、テープカセット30の着脱方向であるテープカセット30の上下方向と交差する。

[0082]

本実施形態では、図14に例示される幅広カセット30では、5つの識別部のうち4つが共通識別部831の高さT1の範囲内に2列で設けられ、1つが共通識別部831とその下方の拡張部832にまたがって設けられている。より具体的には、共通識別部831内の上の列には、テープカセット30の左側に非押圧部801が設けられ、右側に押圧部802が設けられている。共通識別部831内の下の列には、テープカセット30の左側に押圧部802が設けられている。そして、共通識別部831と下方の拡張部832にまたがって、押圧部802が設けられている。このように、幅広カセット30では、アーム前面35が広いのに対応して、より大きな面積でアーム識別部800を構成することで、テープ印字装置1によって検出可能なテープカセット30の種類数を増やすことができる。

[0083]

所定幅以上のテープカセット30の共通部32において、図14のように共通識別部831と共通識別部831の上方および下方の拡張部832の少なくともいずれかにまたがって識別部(図14では最下列の押圧部802)が設けられる場合には、図15および図16に示すように、幅狭カセット30の対応する位置には、対向するアーム検出スイッチ210を押圧しないように、貫通孔である逃がし孔803が形成される。または、逃がし孔803に代えて、内側に向けて階段状に曲げ形成した逃がし段差を設けてもよい。このような構成を有するアーム識別部800を用いたテープカセット30の種類検出については、後で詳述する。

[0084]

係止孔 8 2 0 は、テープカセット 3 0 がカセット装着部 8 に装着された場合に係止片 2 2 5 が挿脱自在に対向配置される孔である。詳細には、係止孔 8 2 0 は、上ケース 3 1 a と下ケース 3 1 b との結合部にまたがって、アーム識別部 8 0 0 の最も右側に位置する識別部 (図 1 4 の例では、最下列の押圧部 8 0 2)の上方を左端として形成された、平面視で左右方向に長い略長方形状の貫通孔である。また、係止孔 8 2 0 は、アーム前面 3 5 の上下方向の開口幅が最も大きく形成されており、内部に向かって漸減するように、係止孔 8 2 0 の下壁の一部が水平方向に対して傾斜する傾斜部 8 2 1 として形成されている(図 2 2 参照)。

[0085]

なお、図2に示すように、アーム前面35において、下ケース31bのアーム識別部800の左側には、正面視で縦長長方形状の貫通孔850が設けられているが、貫通孔850は、カセットケース31の成型時の金型の逃がし用に設けられたものであり、特定の機能は有しない。

20

30

40

50

[0086]

また、図3および図4に示すように、アーム部34の開口34aからテープ排出口49までのフィルムテープ59およびインクリボン60の搬送方向において、ヘッド挿入部39の下流側には支持孔64(図13参照)が設けられ、この支持孔64の内側にテープ駆動ローラ46が回動可能に軸支されている(説明のために、テープ駆動ローラ46は省略して示してある)。テープ駆動ローラ46は、対向する可動搬送ローラ14との協働により、第2テープスプール41からフィルムテープ59を引き出すとともに、第1テープスプール40から両面粘着テープ58を引き出し、フィルムテープ59の印字面にガイドして接着させる。

[0087]

図2~図4に示すように、テープ駆動ローラ46の上流側には、上下一対の規制部材36が設けられている。規制部材36は、サーマルヘッド10の下流側にて、印字後のフィルムテープ59を上下方向(テープ幅方向)に規制してテープ排出口49に向かって案内するとともに、フィルムテープ59と両面粘着テープ58との間に位置ズレを生じることなく適正に接着させる。図3および図4に示すように、規制部材36の近傍には、ヘッド挿入部39を経由して搬送された使用済みのインクリボン60をフィルムテープ59から離間させ、リボン巻取スプール44に向かって案内するための案内壁47が立設されている。案内壁47とリボン巻取スプール44との間には、案内壁47に沿って案内される使用済みのインクリボン60と、第1テープスプール40に巻回して支持された両面粘着テープ58とが互いに接触するのを防止するための分離壁48が立設されている。

[0088]

図3および図4に示すように、カセットケース31の後部には、第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58と、第2テープスプール41に巻回されたフィルムテープ59との間に、後方識別部900および後方受け部910が設けられている。より具体的には、両面粘着テープ58とフィルムテープ59の収納領域としてそれぞれ確保されている領域の間に、後方識別部900および後方受け部910が設けられている。この部位は、図13に示すように、図2に示す後方支持部8cの形状と略対応する形状に底面30bに凹設されており、角部32aの下面と同一平面にある。以下、後方識別部900および後方受け部910が設けられているこの部位を、後方凹部30cという。

[0089]

また、前述したように、角部32aと同一幅を有する共通部32は、カセットケース31の上下(高さ)方向における中心線に関して、上下方向に対称に形成されており、その高さTは、印字済テープ50のテープ幅にかかわらず、同一寸法に設定されている。よって、カセットケース31の上下(高さ)方向における中心線から後方凹部30cまでの距離は、共通部32と同じく、印字済テープ50のテープ幅にかかわらず一定である。

[0090]

ここで、図3および図13を参照して、後方識別部900について説明する。後方識別部900は、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、テープ印字装置1の後方検出部300の検出スイッチ310を選択的に押圧することにより、テープ印字装置1にテープカセット30の種類を検出させる部位である。そして、アーム識別部800と同様、テープカセット30の種類に応じて定められたスイッチ孔の配置パターンに対応して、後方検出スイッチ310にそれぞれ対応する位置に、スイッチ端子322を挿脱可能なスイッチ孔である非押圧部901およびスイッチ端子322を挿脱不可能な面部である押圧部902のいずれかを有する。つまり、本実施形態の後方識別部900は、5つの後方検出スイッチ310に対応する5箇所の位置に、非押圧部901および押圧部902を総称する場合、または何れかを特定しない場合には、単に識別部という。

[0091]

本実施形態では、図3に示すように、後方凹部30cにおいて、カセットケース31の 後端部に沿って左側から順に、押圧部902、非押圧部901、押圧部902、非押圧部 901、の4つの識別部が1列に並んでいる。右から2番目の押圧部902の前側には、 非押圧部901が並んでいる。このような構成を有する後方識別部900を用いたテープ カセット30の種類検出については、後で詳述する。

[0092]

次に、図3および図13を参照して、後方受け部910について説明する。後方受け部910は、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、テープ印字装置1の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301に当接し、後方支持ピン301によって下方から支持される、底面30bの一部分である。なお、本実施形態では、後方受け部910は、後方凹部30cにおいて、後方識別部900の識別部よりも前側にあるが、後方凹部30cの領域内であれば、識別部と後方受け部910の配置は適宜変更が可能である。後方支持ピン301による支持については、後で詳述する。

[0093]

以下に、本実施形態のテープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合のテープカセット30とテープ印字装置1の作用について説明する。

[0094]

まず、図2、図3、および図17~図20を参照して、ヘッド支持部74a、74bによるヘッド受け部39a、39bの支持について説明する。テープカセット30がカセット装着部8に装着される場合、テープカセット30は、キャビティ8aの底面に対して、テープカセット30の底面30bが対向するように上方から垂直に嵌め込まれる。

[0095]

キャビティ8aの底面(図示せず)からは、図2に示すヘッドホルダ74、リボン巻取軸95およびテープ駆動軸100が突出している。よって、ユーザは、これらにヘッド挿入部39、リボン巻取スプール44、およびテープ駆動ローラ46の軸孔をそれぞれ挿入しながら、テープカセット30を嵌め込む。前述したように、ヘッドホルダ74の右端部と左端部には、それぞれ上流側支持部74aと下流側支持部74bとが設けられている。また、テープカセット30のこれらに対応する位置、具体的には、ヘッド挿入部39の右側および左後側のヘッド挿入部39を臨む位置には、上流側受け部39aと下流側受け部39bとが設けられている。

[0096]

したがって、ユーザがテープカセット30を下方向に押し込むと、図17に示すように、テープカセット30の上流側受け部39aは、ヘッドホルダ74のヘッド固着部74dに設けられた上流側支持部74aに当接し、上流側受け部39aの下方向へのそれ以上の移動が規制される。また、図18に示すように、テープカセット30の下流側受け部39bは、ヘッドホルダ74のヘッド固着部74dに設けられた下流側支持部74bに当接し、下流側支持部74bの下方向へのそれ以上の移動が規制される。そして、テープカセット30は、ヘッド支持部74a、74bによってヘッド受け部39a、39bが下方から支持された状態で維持される。

[0097]

このように、本実施形態のテープカセット30およびテープ印字装置1によれば、印字媒体であるフィルムテープ59に印字を行うサーマルヘッド10に近接した位置で、上下方向の位置決めを正確に行うことができる。そして、サーマルヘッド10による上下方向の印字中心位置とフィルムテープ59のテープ幅方向中心位置を精度よく維持することができる。特に、テープカセット30は、印字媒体であるフィルムテープ59の搬送方向において、サーマルヘッド10の挿入位置、より詳細には印字位置に対して上流側と下流側の両側で支持される。よって、上下方向の位置決めを特に正確に行うことができ、また、サーマルヘッド10による上下方向の印字中心位置とフィルムテープ59のテープ幅方向中心位置を特に精度よく維持することができる。

[0098]

また、図3に示すように、本実施形態のテープカセット30の上流側受け部39aと下流側受け部39bとは、互いに直交する方向からヘッド挿入部39を臨んでいる。いずれ

10

20

30

40

20

30

40

50

も凹部であるヘッド受け部39a、39bに、互いに直交する方向に延びるヘッド支持部74a、74bが挿入されて支持されるので、テープカセット30は、上下方向のみならず、前後方向および左右方向の移動も規制される。これにより、サーマルヘッド10とヘッド挿入部39との適正な位置関係を保持することができる。

[0099]

図17および図18に示すテープカセット30よりも高さが低いテープカセット30がカセット装着部8に装着された場合にも、図19および図20に示すように、ヘッド支持部74a、74bにヘッド受け部39a、39bが当接し、支持される。図19および図20に示すテープカセット30の方が、図17および図18に示すテープカセット30よりも、底面30bに設けられた凹部であるヘッド受け部39a、39bの深さは浅く設定されており、テープカセット30の上下方向(高さ方向)におけるヘッド受け部39a、39bの位置と、カセットケース31に収納された印字媒体であるフィルムテープ59の上下方向中心位置Mとの距離Hはテープカセット30の種類に関わらず一定である。

[0100]

このように、テープカセット30の種類にかかわらず、つまりテープカセット30の上下方向の高さが異なっていても距離 H を一定とすることにより、同一のテープ印字装置1で高さの異なる複数種類のテープカセット30を使用することができる。また、ヘッド受け部39a、39bの寸法精度を高めることにより、テープカセット30の加工精度を効率よく管理することができる。また、幅が異なるテープであっても、テープ幅方向の中心が一致する位置で搬送することで、テープ幅方向で中心に一致していないときにテープ幅方向でのテープへの圧力差によって生じる蛇行を防止することができる。

[0101]

次に、図3および図21を参照して、後方支持ピン301によるテープカセット30の支持および後方検出部300によるテープカセット30の種類の検出について説明する。なお、図21は、図4のIII-III線における矢視方向断面図を、わかりやすく表示するために180度回転したものである。テープカセット30がユーザによって上方からカセット装着部8に嵌め込まれ、下方向に押し込まれると、前述のように、ヘッド支持部74a、74bにテープカセット30のヘッド受け部39a、39bが当接するとともに、後方支持ピン301の上面にテープカセット30の後方凹部30cにある後方受け部910が当接する。よって、後方支持ピン301により、後方受け部910の下方向へのそれ以上の移動が規制される。そして、図21に示すように、テープカセット30は、な方支持ピン301によって後方受け部910が下方から支持された状態で維持される。なお、カセット支持部8bに設けられた位置決めピン102、103(102は図示せず)に挿入され、テープカセット30は下方から支持される。

[0102]

また、テープカセット30がユーザによって上方からカセット装着部8に嵌め込まれる過程で、テープ印字装置1の後方支持部8cに設けられた後方検出部300が、テープカセット30の後方凹部30cに設けられた後方識別部900に対向する。より詳細には、後方支持部8cから突出する5つの後方検出スイッチ310のスイッチ端子322が、後方識別部900の対応する位置にそれぞれ設けられた非押圧部901または押圧部902に対向する。図3に示す例のテープカセット30では、後方識別部900には、下ケース31bの後端部に沿って左側から順に、押圧部902、非押圧部901、押圧部902、非押圧部901、そして右から2番目の押圧部902の前側に非押圧部901が並んでいる。

[0103]

よって、テープカセット30がさらに下方向に押し込まれると、図21に示すように、カセットケース31の後端部側の列の左側(図21では右側)から1番目と3番目の押圧部902に対向したスイッチ端子322は、押圧部902である底面30bの面部に押圧され、後方検出スイッチ310がオン状態となる。一方、後端部側の列の左側から2番目

20

30

40

50

と4番目および前側の列の1つの非押圧部901に対向したスイッチ端子322は、非押圧部901であるスイッチ孔に挿入され、後方検出スイッチ310がオフ状態となる。そして、5つの後方検出スイッチのオン・オフの組合せに基づいて、テープカセット30の種類が特定される。

[0104]

より詳細には、後方検出スイッチ310のオン・オフの組合せがテープカセット30の種類に対応付けられているカセット特定テーブルが、あらかじめROM402(図12参照)に記憶されている。そして、CPU401(図12参照)が、カセット特定テーブルを参照して、後方検出スイッチ310のオン・オフの組合せに対応するテープカセットの種類を特定する。

[0105]

このように、本実施形態のテープカセット30は、前述のヘッド受け部39a、39bに加え、印字媒体であるフィルムテープ59および両面粘着テープ58の間であって、これらのテープロールよりも後方に設けられた後方受け部910を備えている。つまり、テープカセット30において重量の大きいこれらのテープを挟んで少なくとも2箇所に支持受け部が設けられている。これにより、前述のようにテープカセット30が装着される際、または装着後に、重量が大きい後方にテープカセット30が傾きそうになっても、テープ印字装置1の後方支持部8cから上方へ立設された後方支持ピン301に後方受け部910が当接し、支持される。したがって、後方においてもテープカセット30の上下方向の位置決めを正確に行うことができ、また、テープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合、安定した装着状態を保つことができる。

[0 1 0 6]

さらに、本実施形態のテープカセット30では、後方支持ピン301によって支持される後方受け部910に隣接して後方識別部900が設けられている。したがって、テープカセット30の上下方向の位置決めが正確に行われた状態で、後方検出部300によるテープカセット30の種類の検出を精度よく行わせることができる。

[0107]

次に、図11を参照して、カセットフック75によるテープカセット30の係止について説明する。ユーザによって、テープカセット30がカセット装着部8に嵌め込まれ、下方向に押し込まれると、まず、テープカセット30の底面30bがカセットフック75の爪部75bの上部に当接する。図11に示すように、爪部75bの上部は後方(図11では左側)に向かって傾斜しているので、ユーザがさらに下方向にテープカセット30を押し込むと、底面30bからの押圧により、可撓性を有する突出部75aは前方向(図11で右側)に撓む。

[0108]

ユーザがさらに下方向にテープカセット30を押し込むと、係止部38の後壁部38aが爪部75bの最も突出した位置を越えるので、突出部75aは再び元の位置に戻り、図11に示すように、爪部75bが後壁部38aの上部を係止する。このとき、テープカセット30はヘッド受け部39a、39bおよび後方受け部910において支持された状態である。このように、カセットフック75によって係止部38を係止することにより、テープ印字装置1に装着された後、テープカセット30が浮き上がる方向、つまり上方への移動を規制することができ、テープの搬送および印字を安定して行うことが可能となる。

[0109]

次に、図3、図4、図14~図16および図22を参照して、アーム検出部200によるテープカセット30の種類の検出および係止片225による係止孔820への係止について説明する。ユーザによってテープカセット30がカセット装着部8の適正な位置に装着され、カセットカバー6が閉じられると、プラテンホルダ12が、図3に示す待機位置から図4に示す印字位置に向けて移動する。すると、プラテンホルダ12のカセット対向面12bに設けられたアーム検出部200および係止片225が、テープカセット30のアーム前面35に設けられたアーム識別部800および係止孔820にそれぞれ対向する

位置に移動する。

[0110]

カセット対向面12 b から突出する5 つのアーム検出スイッチ2 1 0 のスイッチ端子2 2 2 は、アーム識別部8 0 0 の対応する位置にそれぞれ設けられた非押圧部8 0 1 または押圧部8 0 2 に対向し、選択的に押圧される。図1 4 に示す幅広カセット3 0 では、共通識別部8 3 1 の高さ T 1 の範囲内の上の列の左側に非押圧部8 0 1、右側に押圧部8 0 2、下の列の左側に押圧部8 0 2、右側に非押圧部8 0 1、そして、共通識別部8 3 1 にまたがって、その下方の所定高さ T 2 の範囲内に、押圧部8 0 2 が設けられている。よって、図2 2 に示すように、共通識別部8 3 1 内の上の列の右側の押圧部8 0 2、下の列の左側の押圧部8 0 2、下の列の左側の押圧部8 0 2 であるアーム前設けられた押圧部8 0 2 に対向したスイッチ端子2 2 2 は、押圧部8 0 2 であるアーム前面3 5 の面部に押圧され、アーム検出スイッチ2 1 0 がオン状態となる。一方、共通識別部8 3 1 の高さ T 1 の範囲内の上の列の左側および下の列の右側の非押圧部8 0 1 に対向したスイッチ端子2 2 2 は、非押圧部8 0 1 であるスイッチ孔に挿入され、アーム検出スイッチ2 1 0 がオフ状態となる。

[0111]

また、幅狭カセット30では、図16に示すように、共通識別部831に、逃がし孔803が設けられている。よって、このテープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、逃がし孔803に対向するスイッチ端子222は押圧されないので、このアーム検出スイッチ210は常にオフ状態となる。このようにして得られた5つのアーム検出スイッチ210のオン・オフの組合せに基づいて、テープカセット30の種類が特定される。なお、テープカセット30の特定方法は、後方検出スイッチ310の場合と同様である

[0 1 1 2]

なお、図14に示す幅広カセット30の例では、最下列の識別部(押圧部802)は、 共通識別部831およびその下方の拡張部832にまたがって設けられているが、共通識 別部831にまたがらず、拡張部832に完全に含まれる識別部(押圧部802)を設け てもよい。この場合は、図15および図16に示す幅狭カセット30がカセット装着部8 に装着された場合、アーム前面35の下端はこの識別部に対応する高さ位置よりも上にな る。よって、このような場合、幅狭カセット30に逃がし孔803や逃がし段差を設ける 必要はない。また、幅広カセット30の共通識別部831の上方の拡張部832のみに識 別部を設けてもよいし、上方および下方の拡張部832の両方に識別部を設けてもよい。

本実施形態では、テープカセット30がテープ印字装置1に装着される際、上下方向の位置決めに用いられるヘッド支持受け部39a、39bが、ヘッド挿入部39を臨む位置、つまり、アーム識別部800が設けられたアーム部34に連接する位置に設けられている。したがって、テープカセット30がテープ印字装置1に装着される際、アーム検出スイッチ210とアーム識別部800との位置関係が精度よく確保されるので、アーム検出

スイッチ210による誤検出を防止することができる。

また、幅広カセット30の場合、共通識別部831からテープカセット30の上下方向に拡大されたアーム前面35の所定領域(拡張部832)にも識別部が形成される。このように、拡張部832を有効活用して、テープ印字装置1によって検出可能なテープカセット30の種類数を増やした場合でも、検出精度を確保することができる。

[0115]

[0114]

また、係止片225は、前述したように、各スイッチ端子222と比較した突出高さが略同一または大きい。よって、テープカセット30がカセット装着部8の適正な位置に装着されていれば、係止孔820に挿入される。一方、テープカセット30がカセット装着部8の適正な位置に装着されておらず、係止片225が係止孔820でなくアーム前面35の面部に対向した場合には、スイッチ端子222はいずれもアーム前面35によって押

10

20

30

40

圧されない。

[0116]

本実施形態では、ヘッド受け部39a、39bおよび後方受け部910により、テープカセット30の上下方向の位置決めを正確に行うことができるが、下方向への押し込みが足りない場合等、テープカセット30が適正に装着されていない場合は、このように、係止片225が各スイッチ端子222とアーム識別部800との接触を妨げる。よって、アーム検出スイッチ210はすべてオフ状態となる。したがって、前述したカセット特定テーブルにおいて、すべてオフの組合せをテープカセット30が適正に装着されていない状態であると定めておけば、テープカセット30の装着状態を検出することができる。

[0117]

また、前述したように、係止片225は下面に形成された傾斜部226によって先端の厚みが漸減し、係止孔820はアーム前面35に向かうほど、下壁部に形成された傾斜部821によって上下方向の開口幅が漸増する。そのため、係止片225が係止孔820に対して僅かに下方向にずれた位置(カセットケース31がカセット装着部8の適正位置から僅かに浮いた状態)にある場合、プラテンホルダ12が印字位置に向けて移動すると、傾斜部226および傾斜部821の相互作用によって係止片225が係止孔820の内部に案内される。これにより、カセットケース31がカセット装着部8の適正位置から僅かに浮いた程度であれば、係止片225を係止孔820内に適切に挿入させて、アーム検出スイッチ210をアーム識別部800に正確に対向させることができる。

[0118]

また、前述したように、アーム識別部800に設けられた識別部は、ジグザグに配置されており、左右方向において同一位置に設けられた識別部はない。つまり、係止片225が設けられていないテープ印字装置1や係止孔820が設けられていないテープカセット30の場合、テープカセット30が上下方向にずれていると、同様に、すべてのアーム検出スイッチ210がオン状態となる。したがって、このような検出結果が得られた場合はテープカセット30が適正に装着されていない状態であることをテープ印字装置1に認識させることができ、誤検出が生じる可能性を低減することができる。

[0119]

以上に説明したように、テープカセット30が上下方向の適正な位置で位置決めされてカセット装着部8に装着されると、テープ駆動軸100がテープ駆動ローラ46に嵌挿され、リボン巻取軸95がリボン巻取スプール44に嵌挿される。そして、カセットカバー6が閉鎖されるとプラテンホルダ12が印字位置に移動して、プラテンローラ15がサーマルヘッド10に相対するとともに、可動搬送ローラ14がテープ駆動ローラ46を押圧する。これにより、テープ印字装置1は、フィルムテープ59への印字を実行することが可能な状態となる。また、アーム検出部200および後方検出部300により、テープカセット30の種類が精度よく検出される。

[0120]

テープ印字装置1における印字実行時には、テープ駆動軸100を介して回転駆動されるテープ駆動ローラ46が、可動搬送ローラ14との協働によって、第2テープスプール41からフィルムテープ59を引き出す。また、リボン巻取軸95を介して回転駆動されるリボン巻取スプール44が、印字スピードと同期してリボンスプール42から未使用のインクリボン60を引き出す。第2テープスプール41から引き出されたフィルムテープ59は、リボンスプール42の外側を通過しながらアーム部34内の搬送経路に沿って搬送される。さらに、フィルムテープ59はその表面にインクリボン60が重合された状態で開口34aからヘッド挿入部39に供給され、テープ印字装置1のサーマルヘッド10とプラテンローラ15との間に搬送される。この間も、ヘッド受け部39a、39bおよび後方受け部810、さらにはカセットフック75の作用により、安定した装着状態が保たれる。

[0121]

そして、サーマルヘッド10による上下方向の印字中心位置とフィルムテープ59のテ

10

20

30

40

ープ幅方向中心位置が精度よく維持された状態で、サーマルヘッド10によって、フィルムテープ59の印字面に対して文字、図形、記号等が印字される。その後、使用済みのインクリボン60は案内壁47にて印字済みのフィルムテープ59から剥がされ、リボン巻取スプール44に巻き取られる。一方、テープ駆動ローラ46と可動搬送ローラ14との協働によって、第1テープスプール40から両面粘着テープ58が引き出される。この両面粘着テープ58は、テープ駆動ローラ46と可動搬送ローラ14との間にガイドされて巻き込まれながら、印字済みのフィルムテープ59の印字面に重ねられて貼着される。両面粘着テープ58が貼着された印字済みのフィルムテープ59(つまり、印字済テープ50)は、さらにテープ排出口49に向かって搬送され、カット機構17によって切断される。

10

[0122]

なお、本実施形態では、後方識別部900および後方受け部910が設けられている部位(後方凹部30c)は、図13に示すように、図2に示す後方支持部8cの形状と略対応する形状に底面30bに凹設されており、共通部32の下面と同一平面にあるとしている。しかしながら、後方識別部900および後方受け部910は、必ずしも共通部32の下面と同一平面にある必要はなく、適宜、カセットケース31の異なる高さ位置に設定が可能である。設けられる高さ位置が異なっていても、後方識別部900および後方受け部910は、前述したのと同様の効果を奏する。

[0123]

20

なお、本実施形態では、汎用カセットをラミネートタイプに構成したテープカセット30を、汎用機であるテープ印字装置1にて使用している。それにより、テープ印字装置1は1台で感熱タイプ、レセプタタイプ、ラミネートタイプ、感熱ラミネートタイプ等、各種のテープカセットに対応させることが可能であり、1台毎に異なるテープ印字装置を用いる必要がない。また、テープカセットの製造に際し、カセットケースは通常複数の金型を組み合わせた上で樹脂を流し込んで形成するが、同じテープ幅のテープに対応したテープカセットであれば、アーム識別部800、及び、後方識別部900を形成する部分を含む金型等、一部の金型を除いて共通の金型を使用可能なため大変なコスト削減になる。

[0124]

30

なお、本実施形態では、テープカセット30の第2テープスプール41に巻回され、右領域内に収納されたフィルムテープ59は、本発明の「第1領域内」に収納された「第1テープロール」に相当する。第1テープスプール40に巻回され、左領域内に収納された両面粘着テープ58は、本発明の「第2領域内」に収納された「第2テープロール」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方受け部910は、「第1支持受け部」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方識別部900は、「カセット識別部」に相当する。サーマルヘッド10の挿入位置の上流側において、ヘッド挿入部39を臨む位置に設けられた上流側受け部39aは、「第2支持受け部」に相当する。サーマルヘッド10の挿入位置の下流側において、ヘッド挿入部39を臨む位置に設けられた下流側受け部39bは、「第3支持受け部」に相当する。

[0125]

40

また、テープ印字装置1のカセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301は、「第1支持部」に相当する。ヘッドホルダ74に設けられた上流側支持部74aは、「第2支持部」に相当し、下流側支持部74bは「第3支持部」に相当する。カセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方検出スイッチ310は、「検出スイッチ」に相当する。

[0126]

<第2の実施形態>

図23~図26を参照して、第2の実施形態について説明する。なお、図24に図示されているテープカセット30は、上ケース31aを取り外した状態のものである。第1の実施形態では、テープ印字装置1のヘッドホルダ74に、サーマルヘッド10の挿入位置の上流側と下流側の2箇所に、2つのヘッド支持部74a、74bが設けられている。そ

20

30

40

50

して、テープカセット 3 0 には、ヘッド支持部 7 4 a、 7 4 b に対応して、ヘッド挿入部 3 9 を臨む 2 箇所にヘッド受け部 3 9 a、 3 9 b が設けられている。本実施形態では、ヘッドホルダ 7 4 の上流側にのみテープカセット 3 0 の支持部が設けられ、テープカセット 3 0 にも、ヘッド挿入部 3 9 を臨む 1 箇所にのみ支持受け部が設けられる例を説明する。以下では、第 1 実施形態とは異なる構成を中心に説明し、第 1 実施形態と同じ構成については、説明を省略する。なお、続く他の実施形態でも、それまでに説明した実施形態と同様の構成については説明を省略する。

[0127]

まず、本実施形態のテープ印字装置 1 について説明する。図 2 3 および図 2 4 に示すように、本実施形態のヘッドホルダ 7 4 は、テープ印字装置 1 の左右方向に沿って、カセット装着部 8 の前側に立設された板状部材である。より詳細には、図 2 6 に示すように、キャビティ 8 a の底面下方に固定された台座部 7 4 c と、台座部 7 4 c から略垂直に屈曲され、上方へ延びるヘッド固着部 7 4 d を備えている。カセット装着部 8 におけるヘッドホルダ 7 4 の配置位置は、テープカセット 3 0 が装着された場合に、後述するヘッド挿入部 3 9 に対向する位置である。

[0128]

図24に示すように、本実施形態のヘッドホルダ74は、第1の実施形態(図3参照)とは異なり、左右方向の長さはヘッド挿入部39の長手方向(左右方向)の長さより短く、完全にヘッド挿入部39内に収まるサイズである。本実施形態では、ヘッドホルダ74自体には、テープカセット30の上下方向を位置決めし、下方から支持するための支持部は設けられていない。その代わり、図23に示すように、ヘッドホルダ74の右側に隣接して、上流側支持ピン104が設けられている。

[0129]

上流側支持ピン104は、キャビティ8aから上方に立設された円柱状部材であり、テープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合に、円柱の上面が後述するテープカセット30の上流側受け部39aに当接し、テープカセット30を下方から支持する。よって、図24に示すように、上流側支持ピン104の直径は、テープカセット30の上流側受け部39aの平面視形状である長方形の短辺よりも僅かに小さい。

[0130]

次に、本実施形態のテープカセット 3 0 について説明する。図 2 5 に示すように、本実施形態のカセットケース 3 1 には、サーマルヘッド 1 0 に対してテープ搬送方向上流側のヘッド挿入部 3 9 を臨む位置に、底面 3 0 b に設けられた凹部である上流側受け部 3 9 a が設けられている。一方、下流側には、支持受け部となる凹部は設けられていない。

[0131]

以下に、本実施形態のテープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合のテープカセット30とテープ印字装置1の作用について、図23および図26を参照して説明する。

[0132]

テープカセット30がカセット装着部8に装着される場合、テープカセット30は、キャビティ8aの底面に対して、テープカセット30の底面30bが対向するように上方から垂直に嵌め込まれる。図23に示すように、キャビティ8aの底面から突出するヘッドホルダ74、リボン巻取軸95およびテープ駆動軸100にヘッド挿入部39、リボン巻取スプール44(図24参照)、およびテープ駆動ローラ46の軸孔をそれぞれ挿入しながら、テープカセット30を嵌め込む。ヘッドホルダ74の右側には、前述の上流側支持ピン104が設けられている。また、テープカセット30の対応する位置、具体的には、ヘッド挿入部39の右側のヘッド挿入部39を臨む位置には、上流側受け部39aが設けられている。

[0133]

したがって、ユーザがテープカセット30を下方向に押し込むと、図26に示すように、テープカセット30の上流側受け部39aは、上流側支持ピン104の上面に当接し、

上流側受け部39aの下方向へのそれ以上の移動が規制される。そして、テープカセット30は、上流側支持ピン104によって上流側受け部39aが下方から支持された状態で維持される。

[0134]

このように、本実施形態のテープカセット30では、印字媒体であるフィルムテープ59に印字が行われる直前の位置に、上流側受け部39aが設けられている。したがって、サーマルヘッド10による上下方向の印字中心位置とフィルムテープ59のテープ幅方向中心位置との位置合わせに関して最も効率的な位置で、上下方向の位置決めを行うことができる。その結果、テープカセット30がテープ印字装置1に装着される際、アーム検出スイッチ210とアーム識別部800との位置関係が精度よく確保されるので、アーム検出スイッチ210による誤検出を防止することができる。

[0135]

なお、本実施形態では、テープカセット30の第2テープスプール41に巻回され、右領域内に収納されたフィルムテープ59は、本発明の「第1領域内」に収納された「第1テープロール」に相当する。第1テープスプール40に巻回され、左領域内に収納された両面粘着テープ58は、本発明の「第2領域内」に収納された「第2テープロール」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方受け部910は、「第1支持受け部」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方識別部900は、「カセット識別部」に相当する。サーマルヘッド10の挿入位置の上流側において、ヘッド挿入部39を臨む位置に設けられた上流側受け部39aは、「第2支持受け部」に相当する。

[0 1 3 6]

また、テープ印字装置1のカセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301は、「第1支持部」に相当する。ヘッドホルダ74に設けられた上流側支持部74aは、「第2支持部」に相当する。カセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方検出スイッチ310は、「検出スイッチ」に相当する。

[0137]

<第3の実施形態>

図27~図29を参照して、第3の実施形態について説明する。本実施形態のテープカセット30は、第1の実施形態と同様、ヘッド挿入部39を臨む2箇所の位置に、テープ印字装置1の支持部によって支持されるヘッド受け部39a、39bを備えているが、後方には支持受け部は備えていない例である。また、第1の実施形態と異なり、アーム部34や底面30bの後部に、テープカセット30の種類をテープ印字装置1に検出させるための識別部は備えていない例である。また、第1の実施形態と異なり、テープカセット30装着後にテープカセット30の浮きを防止するフックも特に設けられていない例である

[0138]

図27に示すように、本実施形態のテープ印字装置1では、カセット装着部8の後方には、後方支持部8c(図2、図23参照)は設けられておらず、テープカセット30を後方で下方から支持する後方支持ピン301も後方検出部300(図2、図23参照)も設けられていない。また、図28に示すように、プラテンホルダ12のカセット対向面12bには、アーム検出部200および係止片225(図3、図24参照)は設けられていない。さらに、ヘッドホルダ74の後ろ側には、カセットフック75(図3、図24参照)は設けられていない。

[0139]

また、図28および図29に示すように、本実施形態のテープカセット30の後方凹部30cには、後方受け部910および後方識別部900は設けられていない。また、ヘッド挿入部39のアーム背面37に対向する周壁面には、第1の実施形態の係止部38(図13参照)に相当する凹部は設けられていない。さらに、図27および図29に示すように、アーム部34のアーム前面35には、アーム識別部800(図2および図13参照)は設けられていない。

10

20

30

[0140]

一方、図27に示すように、本実施形態のテープ印字装置1のヘッドホルダ74には、第1の実施形態と同様の上流側支持部74aおよび下流側支持部74bが設けられている。そして、図29に示すように、テープカセット30には、ヘッド挿入部39を臨む2箇所、具体的には、サーマルヘッド10の挿入位置(より詳細には、印字位置)に対してテープ搬送方向上流側と下流側に、第1の実施形態と同じ上流側受け部39aおよび下流側受け部39bが設けられている。したがって、第1の実施形態と同様、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、印字媒体であるフィルムテープ59に印字を行うサーマルヘッド10に近接した位置で、上下方向の位置決めを正確に行うことができる。そして、サーマルヘッド10による上下方向の印字中心位置とフィルムテープ59のテープ幅方向中心位置を精度よく維持することができる。

10

[0141]

なお、本実施形態のテープ印字装置1に、第1の実施形態と同様、アーム検出部200を設け、テープカセット30にアーム識別部800を設けてもよい。この場合も、第1の実施形態と同様、テープカセット30がテープ印字装置1に装着される際、アーム検出スイッチ210とアーム識別部800との位置関係が精度よく確保されるので、アーム検出スイッチ210による誤検出を防止することができる。

[0142]

<第4の実施形態>

20

図30~図32を参照して、第4の実施形態について説明する。なお、図31に図示されているテープカセット30は、上ケース31aを取り外した状態のものである。本実施形態のテープカセット30は、第1の実施形態と同様、カセットケース31の後部には、テープ印字装置1の後方支持ピン301によって支持される後方受け部910を備えているが、ヘッド挿入部39を臨む位置には支持受け部は備えていない例である。また、カセットケース31の後部には、テープカセット30の種類をテープ印字装置1に検出させるための識別部を備えているが、アーム部34には識別部を備えていない例である。さらに、テープカセット30に収納されるテープの種類が第1の実施形態とは異なる例である。

30

まず、本実施形態のテープ印字装置1について説明する。図30に示すように、本実施 形態のテープ印字装置1では、ヘッドホルダ74は、テープカセット30を支持する構成 を備えていない。具体的には、本実施形態のヘッドホルダ74は、前述の第2の実施形態 と同様、キャビティ8aの底面下方に固定された台座部74cと、台座部74cから略垂 直に屈曲され、上方へ延びるヘッド固着部74dを備えた板状部材である(図26参照) 。カセット装着部8におけるヘッドホルダ74の配置位置は、テープカセット30が装着 された場合に、後述するヘッド挿入部39に対向する位置である。

[0144]

[0 1 4 3]

図31に示すように、本実施形態のヘッドホルダ74の左右方向の長さはヘッド挿入部39の長手方向(左右方向)の長さより短く、完全にヘッド挿入部39内に収まるサイズである。ヘッドホルダ74自体には、テープカセット30の上下方向を位置決めし、下方から支持するための支持部は設けられていない。また、ヘッドホルダ74の近傍には、第2の実施形態の上流側支持ピン104のような支持部材も設けられていない。

40

50

[0145]

また、図31に示すように、プラテンホルダ12のカセット対向面12bには、アーム 検出部200および係止片225(図3、図24参照)は設けられていない。

[0146]

一方、図30に示すように、カセット装着部8のカセット支持部8bは、第1の実施形態と同様、後方支持部8cを備えており、そこに後方支持ピン301および後方検出部300が設けられている。

[0147]

次に、本実施形態のテープカセット30について説明する。第1の実施形態では、図3

20

30

40

50

に示すように、テープカセット30には、第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58、第2テープスプール41に巻回されたフィルムテープ59、およびリボンスプール42に巻回されたインクリボン60という3つのテープロールが収納されていた。本実施形態では、印字媒体として感熱紙が使用されており、図31に示すように、第1テープスプール40に巻回された感熱紙テープ55のみが、支持孔65a、65bによって回転可能に支持されてカセットケース31内に収納されている。

[0148]

なお、感熱紙テープ55は、一面に剥離紙が貼着された片面粘着テープである。ただし、感熱紙テープ55は片面粘着テープでなくともよい。印字媒体として感熱紙テープ55を用いる場合には、サーマルヘッド10による印字にはインクリボン60(図3参照)は必要がない。また、本実施形態では、印字後の感熱紙テープ55は両面粘着テープ58(図3参照)と接着されることなく、そのまま排出される。したがって、第1の実施形態ではテープカセット30に収納されていた両面粘着テープ58やインクリボン60は有していない。

[0149]

また、図31および図32に示すように、本実施形態のテープカセット30には、第1の実施形態と同様、カセットケース31の底面30b(図30参照)の後部に後方凹部30cが設けられ、そこに後方受け部910および後方識別部900が設けられている。一方、ヘッド挿入部39を臨む位置には、下方からの支持を受けるための凹部は設けられていない。

[0 1 5 0]

本実施形態のテープカセット30では、収納される唯一のテープロールである第1テープスプール40に巻回された感熱紙テープ55は、カセットケース31の後方に偏った位置にある支持孔65a、65bによって支持されているため、その重心(つまり、回転中心)の位置も、カセットケース31の後方に偏っている。このようなテープカセット30がテープ印字装置1に装着された場合、テープカセット30が後側に傾いてしまう可能性がある。そこで、重量が偏っているカセットケース31の後方に、後方受け部910を設けることにより、テープカセット30をテープ印字装置1に装着した場合、安定した装着状態を確保することができる。そして、同様に、重量が偏っている側に後方識別部900が設けられており、後方受け部910が支持される位置の近傍でテープカセット30の種類の検出が行われるので、テープ印字装置1による正確な検出を実現することができる。

[0151]

なお、本実施形態のテープカセット30がカセット装着部8に装着された後、印字が行われる場合には、テープ駆動軸100を介して回転駆動されるテープ駆動ローラ46が、可動搬送ローラ14との協働によって第1テープスプール40から感熱紙テープ55を引き出す。第1テープスプール40から引き出された感熱紙テープ55は、平面視でカセットケース31の右下部で左方へ折り返され、アーム部34内の搬送経路に沿って搬送される。さらに、感熱紙テープ55はアーム部34の開口34aから開口部77に供給されて、サーマルヘッド10とプラテンローラ15との間に搬送される。そして、サーマルヘッド10によって感熱紙テープ55の印字面に対して文字、図形、記号等が印字される。その後、テープ駆動ローラ46と可動搬送ローラ14との協働によって、印字済みの感熱紙テープ55はさらにテープ排出口49に向かって搬送され、カット機構17によって切断される。

[0152]

なお、上記の印字実行時には、リボン巻取軸95を介してリボン巻取スプール44も回転駆動される。しかしながら、第1の実施形態のテープカセット30にはリボンスプールが収納されていない。そのため、リボン巻取スプール44による未使用のインクリボンの引き出しや使用済みのインクリボンの巻き取りは行われない。言い換えると、リボン巻取軸95を備えたテープ印字装置1にサーマルタイプのテープカセット30が使用された場合でも、リボン巻取軸95の回転駆動が感熱紙テープ55への印字動作に影響を与えるこ

20

30

40

50

となく適正に印字を行うことができる。なお、上記のテープカセット30において、リボン巻取スプール44を設けることなく、支持孔67a、67b内でリボン巻取軸95を同様に空転させてもよい。

[0153]

なお、上記実施形態では、汎用カセットを感熱タイプに構成したテープカセット30を 、汎用機であるテープ印字装置1にて使用している。それにより、一部の金型を除いて共 通の金型を使用可能なため大変なコスト削減になる。

[0154]

なお、本実施形態では、テープカセット30の第1テープスプール40に巻回された感熱紙テープ55は、本発明の「第1テープロール」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方受け部910は、「第1支持受け部」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方識別部900は、「カセット識別部」に相当する。また、テープ印字装置1のカセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301は、「第1支持部」に相当する。カセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方検出スイッチ310は、「検出スイッチ」に相当する。

[0155]

<第5の実施形態>

図33および図34を参照して、第5の実施形態について説明する。なお、図33に図示されているテープカセット30は、上ケース31aを取り外した状態のものである。第5の実施形態のテープ印字装置1の構成は、図30に示す第4の実施形態のテープ印字装置1と同様である。すなわち、カセット装着部8のカセット支持部8bは、第1の実施形態と同様、後方支持部8cを備えており、そこに後方支持ピン301および後方検出部30が設けられている例である。一方、本実施形態のテープカセット30は、カセットケース31内に収納されるテープの種類が、第4の実施形態とは異なる例である。

[0156]

図33に示すように、本実施形態のテープカセット30には、第1テープスプール40に巻回された非感熱式の印字テープ57およびリボンスプール42に巻回されたインクリボン60という2つのテープロールが収納されている。本実施形態のテープカセット30では、印字媒体として非感熱式の印字テープ57が使用されており、サーマルヘッド10によって印字が行われた後、印字テープ57は両面粘着テープと接着されることなく、そのまま排出される。したがって、本実施形態のテープカセット30は、両面粘着テープ58は有していない。印字テープ57は、一面に剥離紙が貼着された片面粘着テープである。なお、印字テープ57は、片面粘着テープでなくともよい。

[0157]

カセットケース31での2つのテープロールの配置について、より詳細に説明する。図34に示すように、カセットケース31の左右方向の中心線 C によって、カセットケース31を2つの領域(左領域および右領域)に分けた場合、支持孔65a、65b(図34では、65bのみ図示)は、左領域内(図34では右側の領域)のカセットケース31の後方に偏った位置に配置されている。よって、支持孔65a、65bに支持された第1テープスプール40に巻回されている印字テープ57の重心は、平面視で左領域内の後方に偏った位置にある。また、リボンスプール42に巻回されたインクリボン60は、カセットケース31内において、右領域内に回転可能に配置されている。よって、インクリボン60の重心位置は、右領域内にある。なお、印字テープ57とインクリボン60とを比較すると、印字テープの重量の方が大きいので、図33に示すように、インクリボン60がカセットケース31の前方に偏って配置されていたとしても、全体としての重心は、後方へ偏ることになる。

[0158]

本実施形態のテープカセット30にも、第4実施形態と同様、カセットケース31の底面30bの後部に後方凹部30cが設けられ、そこに後方受け部910および後方識別部900が設けられている。一方、ヘッド挿入部39を臨む位置には、下方からの支持を受

けるための凹部は設けられていない。

[0159]

ここで、図34を参照して、後方凹部30cの後方支持ピン301が設けられる位置の詳細について説明する。カセットケース31の左右方向の中心線Cから印字媒体である印字テープ57までの距離、より詳細には、中心線Cから印字テープ57の重心の位置、すなわち、支持孔65a、65bの回転中心65cまでの距離をD1とする。そして、中心線Cを左右方向の中心とし、中心線Cからの左右方向の長さがそれぞれD1である底面30bの領域を領域Dとする。後方支持ピン301は、カセットケース31の前後方向において、印字テープ57が偏って配置されているのと同じ側、すなわち後方、且つ領域D内に設けられる。なお、後方支持ピン301に後方検出部300を近接させるため、後方検出部300も領域D内に設けられるのが望ましい。

[0160]

このように、領域D内において、カセットケース31において重量が偏っている側、すなわち後側に後部受け部910を設けることにより、前後方向、左右方向の両方の重量バランスが取れる位置で、テープカセット30が支持される。したがって、テープカセット30の安定した装着状態を確保することができ、テープ印字装置1による正確な検出を実現することができる。また、後方検出部300が後方受け部910に近接した位置に設けられており、後方受け部910が支持される位置の近傍でテープカセット30の種別の検出が行われるので、テープ印字装置1による正確な検出を実現することができる。

[0161]

なお、本実施形態のテープカセット30がカセット装着部8に装着された後、印字が行われる場合には、テープ駆動軸100を介して回転駆動されるテープ駆動ローラ46が、可動搬送ローラ14との協働によって第1テープスプール40から印字テープ57を引き出す。また、リボン巻取軸95を介して回転駆動されるリボン巻取スプール44が、第1 テープスプール40から引き出された印字テープ57は、平面視でカセットケース31の右下部で左方へ折り返され、アーム部34内の搬送とされる。からヘッド手入部39に供給され、テープ印字装置1のサーマルヘッド10とプラテンローラ15との間に搬送される。そして、サーマルヘッド10によって印字テープ57の印字面にインクリボン60が重合された状態で開口34aからヘッド挿入部39に供給され、テープ印字装置1のサーマルヘッド10とプラテンローラ15大の間に搬送される。その後、使用済みのインクリボン60は案内壁47にて印字済みの印字テープ57から剥がされ、リボン巻取スプール44に巻き取られる。一方、印字済みの印字テープ57はさらにテープ排出口49に向かって搬送され、カット機構17によって切断される。

[0162]

なお、上記実施形態では、汎用カセットをレセプタタイプに構成したテープカセット30を、汎用機であるテープ印字装置1にて使用している。それにより、一部の金型を除いて共通の金型を使用可能なため大変なコスト削減になる。

[0163]

なお、本実施形態では、テープカセット30の第1テープスプール40に巻回され、左領域内に収納された印字テープ57は、本発明の「第1領域内」に収納された「第1テープロール」に相当する。右領域内に収納されたインクリボン60は、本発明の「第2領域内」に収納された「リボンロール」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方受け部910は、「第1支持受け部」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方識別部900は、「カセット識別部」に相当する。また、テープ印字装置1のカセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301は、「第1支持部」に相当する。カセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方検出スイッチ310は、「検出スイッチ」に相当する。

[0164]

<第6の実施形態>

10

20

30

図35を参照して、第6の実施形態について説明する。なお、図35に図示されているテープカセット30は、上ケース31aを取り外した状態のものである。第6の実施形態のテープ印字装置1の構成は、図30に示す第4の実施形態のテープ印字装置1と同様である。すなわち、カセット装着部8のカセット支持部8bは、第1の実施形態と同様、後方支持部8cを備えており、そこに後方支持ピン301および後方検出部300が設けられている例である。一方、本実施形態のテープカセット30は、カセットケース31内に収納されるテープの種類が、第4の実施形態および第5の実施形態とは異なる例である。

図35に示すように、本実施形態のテープカセット30には、第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58および第2テープスプール41に巻回された透明フィルムからなる感熱紙テープ55という2つのテープロールが収納されている。本実施形態のテープカセット30は、感熱紙テープ55に印字が行われた後、感熱紙テープ55の印字面側に両面粘着テープ58が貼り合わせられ、印字済みテープ50として排出される。印字媒体として感熱紙テープ55が使用されるので、インクリボン60は有していない。

[0166]

[0165]

カセットケース31での2つのテープロールの配置について、より詳細に説明する。図35に示すように、第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58および第2テープスプール41に巻回された感熱紙テープ55の2つのテープロールは、いずれもカセットケース31内の後方に偏った位置に左右方向に並んで配置されている。つまり、いずれのテープロールの重心位置も、カセットケース31の後方に偏った位置にあるので、テープカセット30全体としての重心は、後方へ偏ることになる。

[0 1 6 7]

本実施形態のテープカセット30にも、カセットケース31の底面30bの後部において、第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58と、第2テープスプール41に巻回された感熱紙テープ55との間に、後方凹部30cが設けられ、そこに後方受け部910および後方識別部900が設けられている。したがって、テープカセット30がカセット装着部8に装着された場合、カセットケース31の前後方向にあっては重量が偏っている側、左右方向にあっては重量が大きい2つテープロールのバランスが取れる両者の間の位置でテープカセット30が支持されるため、安定した装着状態を確保することができる。そして、後方受け部910と同じ後方凹部30cに後方識別部900が設けられており、後方受け部910が支持される位置の近傍でテープカセット30の種別の検出が行われるので、テープ印字装置1による正確な検出を実現することができる。

[0168]

なお、本実施形態のテープカセット30がカセット装着部8に装着された後、印字が行われる場合には、テープ駆動軸100を介して回転駆動されるテープ駆動ローラ46が、可動搬送ローラ14との協働によって第2テープスプール41から感熱紙テープ55を引き出す。第2テープスプール41から引き出された感熱紙テープ55は、平面視でカセットケース31の右下部で左方へ折り返され、アーム部34内の搬送経路に沿って搬送される。さらに、感熱紙テープ55はアーム部34の開口34aからヘッド挿入部39に供給されて、サーマルヘッド10とプラテンローラ15との間に搬送される。そして、サーマルヘッド10によって印字テープ57の印字面に対して文字、図形、記号等が印字される

[0169]

一方、テープ駆動ローラ46と可動搬送ローラ14との協働によって、第1テープスプール40から両面粘着テープ58が引き出される。この両面粘着テープ58は、テープ駆動ローラ46と可動搬送ローラ14との間にガイドされて巻き込まれながら、印字済みの感熱紙テープ55の印字面に重ねられて貼着される。両面粘着テープ58が貼着された感熱紙テープ55、すなわち、印字済みテープ50は、さらにテープ排出口49に向かって搬送されてカット機構17によって切断される。

[0170]

10

20

30

20

30

40

50

なお、上記実施形態では、汎用カセットを感熱ラミネートタイプに構成したテープカセット30を、汎用機であるテープ印字装置1にて使用している。それにより、一部の金型を除いて共通の金型を使用可能なため大変なコスト削減になる。

[0171]

なお、本実施形態では、テープカセット30の第2テープスプール41に巻回された感熱紙テープ55は、本発明の「第1テープロール」に相当する。第1テープスプール40に巻回された両面粘着テープ58は、本発明の「第2テープロール」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方受け部910は、「第1支持受け部」に相当する。後方凹部30cに設けられた後方識別部900は、「カセット識別部」に相当する。また、テープ印字装置1のカセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方支持ピン301は、「第1支持部」に相当する。カセット装着部8の後方支持部8cに設けられた後方検出スイッチ310は、「検出スイッチ」に相当する。

[0172]

なお、本発明のテープカセット30およびテープ印字装置1は、前述の実施の形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。例えば、第2の実施形態において、第3の実施形態のように、テープカセット30の後方での支持やテープカセット30の種類の検出を行わない構成としてもよい。また、第3の実施形態において、第1の実施形態および第2の実施形態と同様、テープカセット30の後方での支持やテープカセット30の種類の検出を行う構成としてもよい。さらに、第4の実施形態から第6の実施形態において、サーマルヘッド10近傍でのテープカセット30の支持やテープカセット30の種類の検出を行う構成としてもよい。

[0 1 7 3]

また、例えば、テープカセット30に設けられるヘッド受け部39a、39bの形状や位置は、前述の実施形態で例示した形状や位置に限られない。例えば、ヘッド受け部39a、39bは底面視略長方形状であるが、三角形等、その他の形状でも構わない。また、例えば、上流側受け部39aの場合、サーマルヘッド10の挿入位置、より詳細にはサーマルヘッド10による印字位置よりも印字媒体であるテープの搬送方向上流であればよい。よって、例えば、アーム背面37に対向する周壁面側に設けられていてもよい。また、下流側受け部39bの場合、サーマルヘッド10の挿入位置、より詳細にはサーマルヘッド10による印字位置よりも印字媒体であるテープの搬送方向下流であればよい。また、第1の実施形態から第6の実施形態においては、汎用のカセットを汎用のテープ印字装置にて使用したが、何れも必ずしも汎用である必要はない。

[0174]

同様に、後方支持ピン301の形状や配置も、前述の実施形態で例示した形状や位置に限られない。前述の実施形態では、円柱状のピンを例示したが、例えば、角柱状や半球状等、その他の形状であっても構わない。また、各実施形態に関連して説明したように、カセットケース31内に収納されるテープの重量バランスとの関係で適切だと特定される範囲内であれば、後方支持ピン301の位置は変更可能である。

[0175]

また、アーム識別部800および後方識別部900における非押圧部801、901と非押圧部801、902の形状、サイズ、数、および配置パターンは、前述の実施形態で例示されたものに限らず、適宜変更が可能である。例えば、前述の実施形態では、アーム識別部800の非押圧部801は正面視正方形状の貫通孔であり、後方識別部900の押圧部902は平面視円形状の貫通孔である。しかし、いずれも同じ形状にしてもよいし、他の異なる形状としてもよい。例えば、図36に示すように、アーム識別部800において、非押圧部801を、貫通孔ではなく溝で構成してもよい。この場合、上下方向において同一の列で複数のアーム検出スイッチ210(図3参照)に対向する非押圧部を隣接して複数設けたい場合には、図36に示すように、これらの非押圧部を水平方向でつなぐ溝811、812として形成してもよい。なお、図36の例は、所定幅以上のテープカセット30であるため、最下列には、図14の例と同様、押圧部813が設けられている。

【符号の説明】

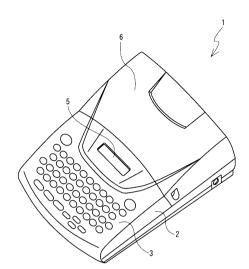
[0176]

- テープ印字装置
- カセット装着部
- 1 0 サーマルヘッド
- 3 0 テープカセット
- 3 0 a 上面
- 3 0 b 底面
- 3 1 カセットケース
- 3 9 ヘッド挿入部
- 上流側受け部 3 9 a
- 3 9 b 下流側受け部
- 第1テープスプール 4 0
- 4 1 第 2 テープスプール
- 4 2 リボンスプール
- 5 5 感熱紙テープ
- 5 7 印字テープ
- 5 9 フィルムテープ
- 6 0 インクリボン
- 7 4 ヘッドホルダ
- 7 4 a 、 7 4 b ヘッド支持部
- 上流側支持部 7 4 a
- 7 4 b 下流側支持部
- 7 7 開口部
- 1 0 4 上流側支持ピン
- 3 0 0 後方検出部
- 3 0 1 後方支持ピン
- 3 1 0 後方検出スイッチ
- 9 0 0 後方識別部
- 9 0 1 非押圧部
- 9 0 2 押圧部
- 9 1 0 後方受け部

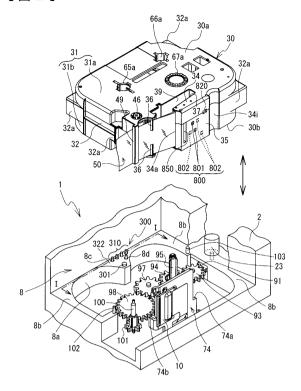
10

20

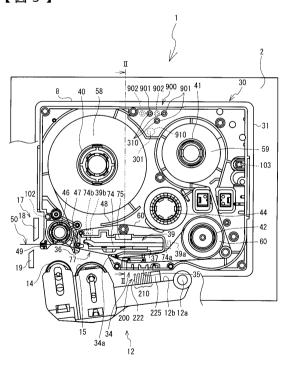
【図1】



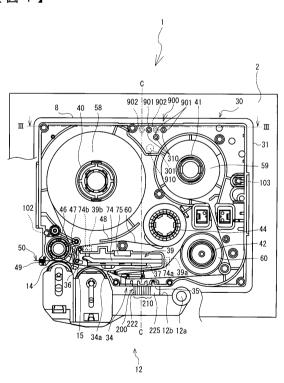
【図2】



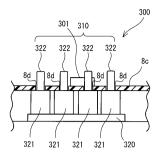
【図3】



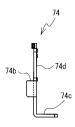
【図4】



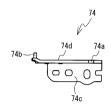
【図5】



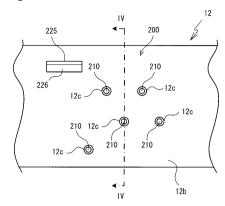
【図8】



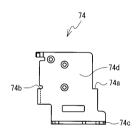
【図6】



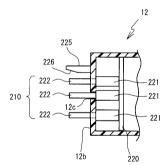
【図9】



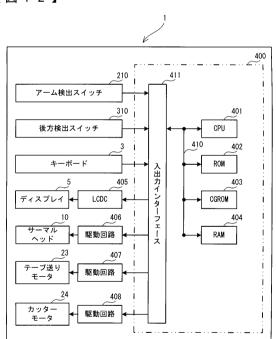
【図7】



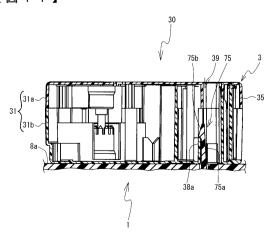
【図10】



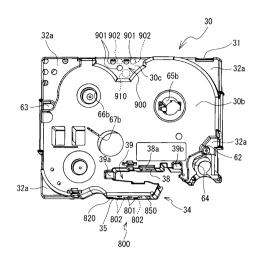
【図12】



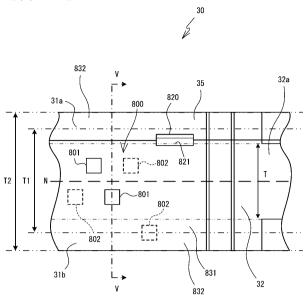
【図11】



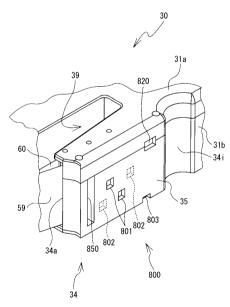
【図13】



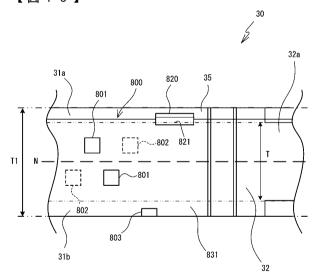
【図14】



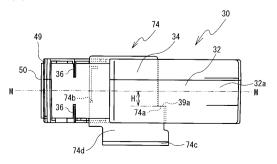
【図15】



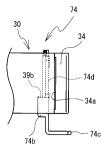
【図16】



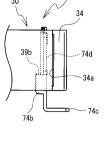
【図17】



【図18】

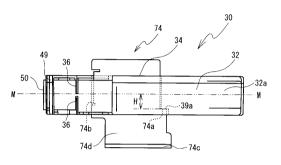


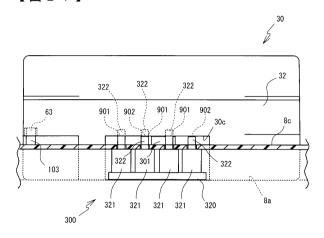
【図19】



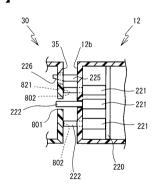
【図21】

【図20】

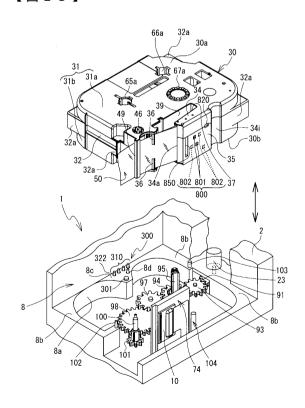




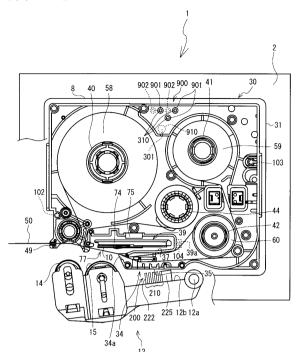
【図22】



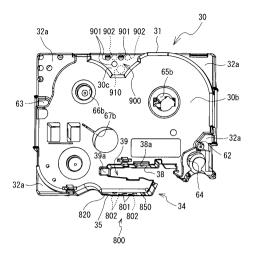
【図23】



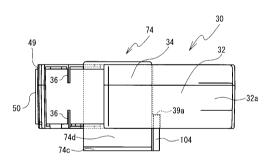
【図24】



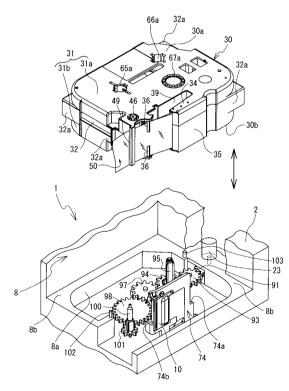
【図25】



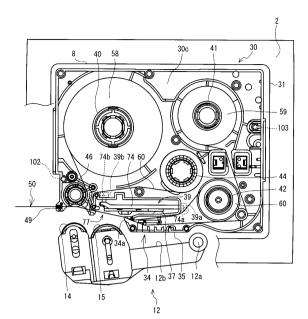
【図26】



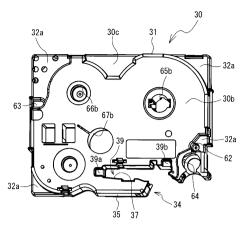
【図27】



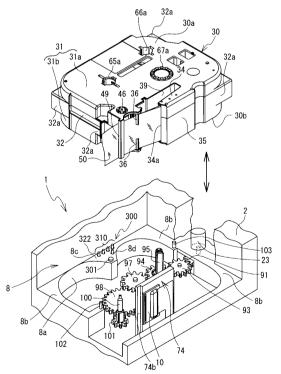
【図28】



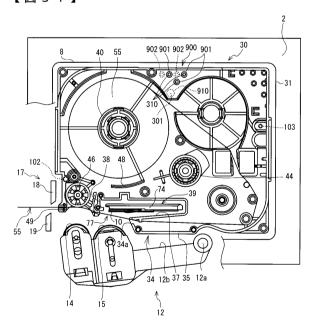
【図29】



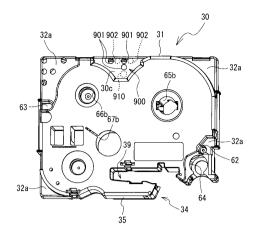
【図30】



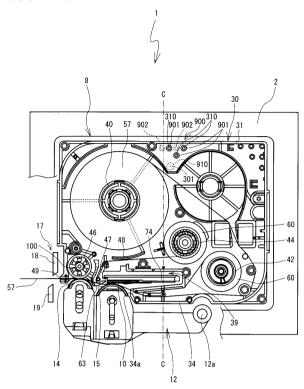
【図31】



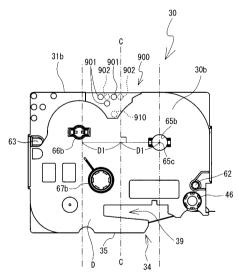
【図32】



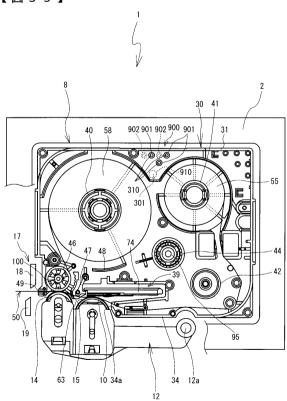
【図33】



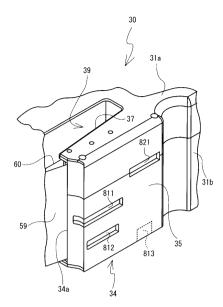
【図34】



【図35】



【図36】



フロントページの続き

(56)参考文献 特許第2596263(JP,B2) 特許第3357128(JP,B2)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

B 4 1 J 3 5 / 2 8 B 4 1 J 1 7 / 3 2 B 4 1 J 2 9 / 0 0 B 4 1 J 3 2 / 0 0